

第14章 準備書に対する環境の保全の見地からの 意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書の縦覧期間及び地域住民からの意見書の提出期間は、平成24年4月13日(金)から平成24年5月28日(月)までの46日間であり、この期間に準備書に対する意見書が206件(35通)提出された。

これらの意見書を表14-1に示すとおり分類にもとづき整理を行った。

表 14-1 意見書の分類と意見数及び割合

項目	分類	意見数 (件)	割合 (%)
1、環境保全の見地 に関する意見	(1) 大気質	17	8.3%
	(2) 悪臭	3	1.5%
	(3) 水質	6	2.9%
	(4) 土壌汚染	2	1.0%
	(5) 動物・植物、水生生物及び生態系	16	7.8%
	(6) 廃棄物の抑制、温室効果ガス	5	2.4%
	(7) 車両の影響	4	1.9%
	(8) 予測評価手法全般	5	2.4%
	(9) 調査対象範囲	14	6.8%
	(10) 事後調査	3	1.5%
	(11) 工業団地との関連性	11	5.3%
	(12) その他	1	0.5%
	小計		87
2、環境保全の見地 以外の意見	(1) 事業の必要性	9	4.4%
	(2) 位置の選定	15	7.3%
	(3) 処理の広域化	9	4.4%
	(4) 施設の延命化	2	1.0%
	(5) 計画全般	1	0.5%
	(6) 処理能力	1	0.5%
	(7) 土地利用	2	1.0%
	(8) 安全管理、維持管理及び緊急時対応等	6	2.9%
	(9) 協定等	13	6.3%
	(10) 合意形成等	5	2.4%
	(11) 情報公開等	2	1.0%
	(12) 訴訟関連	5	2.4%
	(13) 健康影響	8	3.9%
	(14) 説明会	1	0.5%
	(15) 風評被害	5	2.4%
	(16) その他	35	17.0%
小計		119	57.8%
合 計		206	100.0%

注1) 複数の意見が記載されている意見書もあることから、意見数は全体で206件となりました。

注2) 割合については、四捨五入により端数処理をしています。

提出された意見書の概要及びそれらに対する事業者の見解を次ページ以降に示す。

なお、意見書については、特定の個人を識別できる、また、法人の正当な利益を害するおそれのある記載については配慮するものとした。

1. 環境保全の見地からの意見

(1) 大気質

意見概要	見解
<p>排ガスの低減のため、最新の排ガス処理技術を導入となっているがどんな方法なのか。また、現在稼働中の他施設での処理方法とどのように異なりまた、低減化が図られているか。</p>	<p>排ガス処理設備として、ろ過式集じん器(バグフィルタ)及び窒素酸化物除去設備の採用を基本としています。なお、既存の神谷清掃工場では、電気集じん器を用いていますが、排ガス処理後の性状は、基準等を十分に下回る値となっています。本施設では、これよりも除去効率の良いバグフィルタを採用する計画としています。</p>
<p>環境影響調査は現状調査であり、予測するなら実際の汚染物質を流して調査すべきで、あてにならない。</p>	<p>煙突排ガスの拡散計算式は、ブルーム式及びパブ式を用いて、コンピュータシミュレーションにより行っています。この式は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(平成 18 年9月、環境省)に記載されているものであり、また多くの環境影響評価事例で用いられている実績を有する式であり、適切なものと考えています。</p>
<p>煙突から排出される排気ガスは、海拔約 100m(建設地の海拔+煙突の高さ)から拡散します。西方には 112m の高津原の山があります。煙突から出たガスがどう動くか、実際の試験を行うべきです。</p>	
<p>可燃物処理施設は現在は技術も進み水は施設の中で循環させ一滴も外へは出さないとし排ガスに関しては煙突から出るのは水蒸気で、有害物質は一切外へは出さない安全な施設だと説明しておきながら、今になって有害ガスは排出される事を明らかにした。</p>	<p>ごみを燃やすとどうしても排ガスが発生します。このため、本施設では最新の排ガス処理設備により法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画しています。本予測においては、処理方式が確定していないことから、メーカーアンケートを実施し、処理方式ごとに最も影響が大きい各条件を基に予測評価を行いました。その結果からも、本施設による大気質への影響は極めて小さいことを確認しています。</p>
<p>有害物質は建物外に出ないらしいが、煙突の水蒸気に含まれていると思う。もし含まれないなら水蒸気を冷やし、水に戻して、建物中で使用すればいいのではないのでしょうか。 等々、色々不審に思う事が多くこの計画には反対です。</p>	
<p>煙も水も一滴も出さないと言いながら、かなり高い煙突が計画されて、二酸化窒素、浮遊粒子、ダイオキシンが広範囲に拡散するという。</p>	
<p>なぜ、有害な煙のでにくい煙突のない焼却場にならないのでしょうか？</p>	
<p>「ダイオキシンは 800℃前後の高温で一時的に分解されるが、300℃前後に下がったところで簡単に再合成する」と書かれている本があります。こういう事について調査研究はされないのですか。</p>	<p>ダイオキシン類再合成の対策については、既に再合成する 300℃の温度帯の滞留時間を最小限とする温度管理の技術が確立されており、これを踏まえた適切な温度管理を行います。</p>
<p>風は気圧の変化で生ずるもの。すなわち季節や時間帯によって変わる。濃度予測の分布図が、季節や時間帯が明示されていないと思われるが、何月の何時調査のものか。それで、どう判断出来るのか。</p>	<p>煙突排ガスによる長期平均濃度予測に用いた気象条件は、河原町総合運動場における1年間の地上気象調査結果(準備書 7-1-1 章)を基に設定しています。これに基づき年間の平均的な状況を予測しています。</p>
<p>28p 番号4の見解・工場棟の煙突位置からわずか 300m 付近に民家が1戸ある、調査項目で、大気、騒音、振動、悪臭、水質(表流水、地下水)、土壌はどうなのか。1戸といえども生存権、基本的人権の問題はどうなのか。(資 3-108p等)</p>	<p>最寄りの民家では、騒音、振動、悪臭の調査を実施のうえ、状況を把握しております。また、予測については、大気、騒音、振動、悪臭等を行っており、いずれの項目についても本施設の影響が極めて小さいことを確認しています。</p>

意見概要	見解
<p>焼却排ガスや排水量、予想される重金属の排出量や種類などを示していただきたいです。 焼却施設からは重金属がかなり出ると思います。鉛や水銀は測定しないのですか。こういうものが出た場合どう対応するつもりですか。</p>	<p>最近の各種製品は水銀や重金属類を極力使用しないよう努められています。また、不燃ごみや水銀を含有している蛍光灯等は分別収集し、リサイクルしており、可燃ごみに、重金属等が含まれる可能性は極めて低くなっています。一方で、新しい可燃物処理施設では、排ガスの重金属等を捕獲する排ガス処理施設を設置します。</p>
<p>重金属が相当でるはず。鉛や水銀は測定しないのですか。こういうものが出た場合どう対応するつもりですか。</p>	
<p>ダイオキシンのみならず、むしろ焼却により排出される重金属類が危険と思われる。想定される重金属の種類及び排出量の明示と処理する事により排出をどの程度抑える事が出来るのか明確にして頂きたい。</p>	
<p>焼却排ガス量や排水量等、煙突から排出されると、予想される重金属・浮遊粒子・ダイオキシンなどの全ての排出量・種類が予測されていない。 〔同意見他1件〕</p>	<p>本環境影響評価は、鳥取県の環境影響評価条例に基づき実施しています。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくものであり、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施しています。</p>
<p>水は一滴も施設から排出しないとやっているが、全てを水蒸気に含めて排出すれば同じ事、その環境影響予測がされていない。 従って、お粗末な環境影響評価となっていますので、やり直しが必要である。</p>	
<p>56 p オ・ダイオキシン類福和田年間0.0088pg-TEQ/m³は基準値に至らずとも多いがこの原因は何か。137 p 土壤汚染物質調査で5.3pg-TEQ/gも同じ。資2-61 p も同じ。 炉の様式によって異なってくるのではないのか。ダイオキシン類の性格からして非常に不安である。こわい。</p>	<p>平成22年度ダイオキシン類常時監視測定結果報告書（平成24年2月、鳥取県）によれば、平成22年度の鳥取保健所測定局における一般環境大気中のダイオキシン類濃度調査結果は、0.0088～0.016pg-TEQ/m³（年平均0.012pg-TEQ/m³）であり、福和田の現地調査結果である0.0088pg-TEQ/m³はこの変動範囲内となっています。</p> <p>また、土壌中ダイオキシン類については、一部の地点でやや高い傾向がみられますが、基準値（1,000pg-TEQ/g）と比較した場合にこれを十分下回っており、一般的に問題となるレベルではないと考えます。ただし、事業者としては大気環境及び土壌環境の保全が重要であることは認識しており、供用後に再度同一地点でモニタリングを行い、影響を検証いたします。なお、排ガスについては、排ガス処理設備で基準以下になるよう処理を行いますので、炉の方式によりダイオキシン類の濃度が異なることはありません。</p>

(2) 悪臭

意見概要	見解
周辺への臭気指数で生活環境に影響を及ぼさないとはどの程度を示すのか。 特定悪臭物質濃度の観点で悪臭防止法に基づくA区域の規制基準とはどのような内容なのか。	臭気指数とは人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化したものであり、臭気指数 10 未満とは、ほとんど臭いを感じないレベルです。特定悪臭物質濃度の観点で、悪臭防止法のA区域の規制基準とは、主に住居系の地域のほか、学校及び病院等の周辺地域に適用される基準となります。
対象事業実施区域は悪臭規制地域に指定されていない(準備書 p.3-94)とは、悪臭が発生しても規制しないという意味ですか。	鳥取市の悪臭規制については、特定悪臭物質濃度により規制されています(※平成 24 年 10 月 1 日より、賀露町内の一部(国道 9 号以北、湖山川以西)において臭気指数による規制に変更)が、対象事業実施区域は規制地域に指定されておらず、規制は適用されません。ただし、本組合としては、生活環境の保全が重要であることは認識しており、A区域の特定悪臭物質濃度の基準を公害防止に係る計画目標値として設定のうえ、事業の実施にあたっては可能な限り環境負荷の低減に努め、周辺地域の環境に影響を及ぼさないよう配慮します。
29p 番号9の見解・・・H22.8.18 に6地区で調査されている。暖候期は4月から9月までの間であるが、わずか1日の調査で予測してある。十分といえるのか。また、春は南西の風、冬は北東の風が強い。この次期も悪臭調査は必要と思われる。	「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(平成 18 年9月、環境省)によれば生活環境への影響が大きくなると考えられる代表的な時期に1～2日とされています。これらも参考に、悪臭の調査は、気温が高くなり腐敗等が進行し易くなる暖候期に1日の調査を行いました。

(3) 水質

意見概要	見解
地下水の調査地点は山手、福和田部落下の2ヶ所にすぎない。下流域では市の簡易水道ではなく昔から地下水を生活用水として多くの世帯が水質検査未済のまま使用しているが、未だかつて食中毒等が起った事例は発生していない。 したがって今回の実施にあたっては、地下水に何等かの影響を及ぼすのではないかと大きな不安を抱いており全地域について地下水及び地下水脈の調査を実施されたい。	調査対象とした2ヶ所の簡易水道の水源は、多くの家庭に配水している代表的なものです。なお、この水源は、候補地を挟む2つの異なる谷にあることから、当該地域の代表的な地下水脈と考えています。
28p 番号5の見解・・・田を埋め立てて新調整池が造られる。可燃物処理施設(関連施設のそばの池)と工業団地(Eブロックのとなり)の池の二つを分水嶺境に造るのか。なぜ2つ必要なのか。	工業団地が当初計画していた調整池が工区変更に伴って移動したことから、当組合事業での雨水排水を調整できないため、新たに調整池を計画しました。
141p 現況図に実施区域がかさねてある。そのうち田が区域外で残る箇所があるが、141p、151p、161pの図 地ユ谷ため池側下流6枚の田はどうなるのか。水路が絶たれてしまいが・・・工業団地Eブロックの造成地となるのか。	地ユ谷の下流6枚の田の用水は、新しく設置する調整池で対応します。
18p(5) 水質汚濁防止策・・・「近隣の集落排水施設に放流するとなっているが豊水期にはどうなるのか。時間雨量最大どのくらいか。隣接個人宅の安全は確保できるのか。	雨水については、調整池を通して河川に放流するため、集落排水施設には影響がありません。

意見概要	見解
<p>116p 緑色の○印地下水調査片山浄水場が加わっていない。123p、にいれるべきでは。 片山浄水場は本文3-54.58. 59pにはあるが、112pの調査項目「イオン分析項目」がないのはなぜか。</p>	<p>調査対象とした2カ所の簡易水道の水源は、多くの家庭に配水している代表的なものです。なお、この水源は、候補地を挟む2つの異なる谷にあることから、当該地域の代表的な地下水脈と考えています。</p> <p>片山浄水場は、鳥取市が調査を行っていますが、イオン分析項目は実施されていません。</p>
<p>123p 水質調査結果は簡易水道の源泉のみとなっているが2km 周辺を対象とした主な地点ではないのか。簡易水道以外の地下水をも調査してほしい。可燃物処理施設だけでなく工業団地 20.5ha も造成されればなおさらで、保水力が非常に気になる。(地層との関連もある。)</p>	

(4) 土壌汚染

意見概要	見解
<p>環境基準値内のダイオキシン発生量と記載されているが、微量でも土壌に蓄積される部分があり、やがて何年後かには基準値を超えるかも分からないと思うが、どう考えているのか。また、今後、公害発生が「0」とはいえないと思うが、何か所かは、現在の土壌の成分を調査し、記録を保存しているのか。</p>	<p>ダイオキシン類は、自然界にも存在しているものであり、施設を建設する前のこのたびの調査においても、微量ながら土壌に存在しています。</p> <p>また、これまで、八頭環境施設組合で山手、郷原、三谷、加賀瀬地内において、土壌中のダイオキシン類の定点調査を行っており、その由来は、主に除草剤の使用によるものであるとの結果が公表されています。</p> <p>なお、本施設によるダイオキシン類の影響については、極めて小さいことを確認しています。また、ダイオキシン類については、紫外線により分解していくことがわかっています。</p> <p>今回の調査結果を保存するとともに、事後調査結果についても同様に保存します。</p>
<p>136p、137p 土壌汚染物質等の調査地点で運動場が選定されていて、対象事業実施区域内が選定されていない。なぜか。</p>	<p>土壌汚染物質の調査地点については、煙突排ガスの拡散に伴う大気汚染物質の沈着との関連性を考慮し、大気調査地点と同一の地点としました。</p>

(5) 動物・植物、水生生物及び生態系

意見概要	見解
<p>毎晩鳴くフクロウの声は、地域に暮らす私たちに安堵を与えてくれます。この辺りの一帯が良い餌場になっているのでしょうか。計画が実行されれば、フクロウがいなくなるのは明らかです。</p>	<p>フクロウについては、繁殖は確認されていないものの、縄張りを形成している状況が確認されており、事業により縄張りの変化が予測されます。縄張りが増減しても引き続き生息可能と予測されますが、この点についてはモニタリングを実施し、事業による影響が大きいと考えられる場合には、フクロウの生息環境を改善するための保全措置を実施することにより、フクロウへの影響を小さくできるものと考えます。</p>

意見概要	見解
178p 春ゼミの声が聞けなくなるのが残念。資 9-42pをみると、アカマツ、クロマツの林に生息するとあるが林が消滅、減少する傾向がある。資 9-76 参照。	本事業の性質上、土地の改変を回避することは困難です。したがって、土地の改変によって影響が生じる、または改変による影響が大きいと考えられる種に対しては、その影響が可能な限り小さくなるよう保全措置を講じます。
186p 表 7-4-2.16 動物相の変化の造成後の記述「一部が改変され移動能力の低い生物については影響を受けるとかんがえられるものの対象事業実施区域の周辺にはため池、河川などの水域が残存するため生物相の変化は小さいものと考えられる。ただし、ため池に生息し移動能力の低い一部の生物については予測結果に不確実な部分がふくまれるものと考えられる。」とあるが、地ユノ谷ため池及び楮谷ため池は埋め立てられる。ため池は消失してしまう。つまり生物を殺してしまうことである。	ため池に生息する移動能力が低い生物群については、施工時に確認された場合、付近のため池等へ移植を行います。
ブッポウソウについて・189p・193p・199p・203p・影響はないものと考えていいのか。209p	ブッポウソウへの影響については、準備書要約書 203 頁の表 7-4-2.32(2)に記載したとおり、個体へ与える影響は小さいと評価します。ただし、県内での繁殖例が減少していること、絶滅危惧のランクが高いことから、供用時にモニタリングを実施し、生息状況を確認します。
猛禽類 ハチクマ・ミサゴ・オオタカ等・7-254・確認種、194p・195p・196 造成時・7-295 施行時・190p造成後・197p供用時・204p変化の程度 騒音・振動に敏感であるし、機械等から生じる低周波にも敏感ではないのか。	既存文献によれば、猛禽類の代表的な種であるオオタカの聴感特性は、一般的に 2kHz の感度が一番高く、8kHz より高い音や 250Hz より低い音は聞こえないとされています。希少な猛禽類については、その繁殖期に巣の近くでの騒音・振動が発生する場合、繁殖に影響を及ぼす可能性があります。本調査では対象事業実施区域及びその周辺において猛禽類の営巣は確認していません。
ハルゼミについて・212p・「準絶滅危惧種とされており、絶滅危惧種ではない。予測対象に含めなかった。」とあるが調査に含めてほしい。毎年鳴く声を確認している。資 9-76	予測対象種については、“準備書 7-300 頁 エ. 予測対象”及び“評価書 7-306 頁 エ. 予測対象”に示すとおりであり、準絶滅危惧種については、「主に対象事業実施区域で確認された種」について予測評価の対象としています。
メダカについて・220p・226p・影響は小さいと予測する。229p・230p・233p・生息環境の一つであるため池が減少するが、235p・保全すべき対象に含めなかった。含めて追跡調査をしてほしい。	メダカについては、ため池で確認されていません。なお、水生生物の保全対策として、キイロヤマトンボ、クロゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウを中心としたため池の生物については、施工時に確認された場合付近のため池等へ移植を行うこととしており、メダカについても確認された場合には同様に保全対策を実施します。
ゲンジボタルについて・172p・173p・228 ため池が減少することから影響が生じると予測する。・229p・231p・234p・236p・237p・238p・7-257・258p・資 9-77	ゲンジボタルについては、ため池で確認されていません。なお、水生生物の保全対策として、キイロヤマトンボ、クロゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウを中心としたため池の生物については、施工時に確認された場合付近のため池等へ移植を行うこととしており、ゲンジボタルについても確認された場合には同様に保全対策を実施します。

意見概要	見解
<p>キイロヤマトンボについて・・・228pため池が減少・・・影響が生ずると予測する。229p・</p>	<p>キイロヤマトンボについては、ため池で確認されており、影響が大きいと評価しております。したがって、キイロヤマトンボについては、施工時に確認された場合付近のため池等へ移植を行うこと、調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とすることにより、影響の低減を図ります。</p>
<p>モリアオガエル・・・246p・249p・対象事業区域に隣接する場所では産卵場所がなくなる可能性があると予測する。254p・保全措置でため池跡地に小規模な池を設けること。調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で・・・ これで保全措置ができるのか。調整池ができてすぐから住み着くのか。</p>	<p>両生類の生息については、産卵できる環境が存在することが重要であると考えています。モリアオガエルはため池や水田など人間が造成した環境を利用する種であり、保全措置として実施する池等も利用するものと考えます。</p>
<p>147p、175p レッドデータブックとつとり(鳥取県平成5年14年3月29日)、「鳥取県の優れた自然植物編」(平成5年12月鳥取県)「第2回自然環境保全基礎調査(環境庁 第2回調査 昭和53年度)はいずれも資料が古い。</p>	<p>レッドデータブックとつとりについては、平成24年3月30日付で改訂版が公表されており、評価書の作成にあたっては、改訂版の内容を反映し、見直しを行いました。</p>
<p>156、157p、158p、160p、162p、7-224p・225p、資8-52p 植生自然度図から見ても、157p個体群への影響をみてもミソハギ310株→0株、コクラン66株→1株となっている。ハンゲショウ、ムヨウラン属の一種については、隣地で計画されている工業団地の改変範囲にあたることに、また、改変範囲内に育成することに留意する必要がある。となっている。 「重要種の保全の推進に係る働きかけを行う。」とあるが、どのように働きかけるのか。 留意するとはどのように留意するのか。失ったものはもう返らない。</p>	<p>工業団地の改変範囲に生息する重要種の確認状況については、本組合より、工業団地の事業者である鳥取市に対して、確認種、確認位置等の情報を提供し、事業の実施にあたりその保全に配慮するよう伝えていきます。</p>
<p>重要種の植物を移植することや、水生生物を造成地へ移植するなどして保全に努めるとありますが、繁殖が難しいことはわかりきっています。 すぐに計画を中止して下さい。</p>	<p>本事業の性質上、土地の改変は避けられません。そのため、土地の改変によって影響が生じる、または影響が大きいと考えられる種に対しては、その影響が可能な限り小さくなるよう保全措置を実施します。移植等の実施にあたっては、既存の実施事例の収集、現在の生育・生息環境を調査し、類似した環境への移植を行っていきます。</p>
<p>主なものを書き上げてきた。植物、水生生物等をあげれば珍しい植物158p～165p・水生生物等217p・221p・229pがある。動植物、水生生物の減少は、環境の変化です。エサがなくなる、森が、池がなくなれば空気も汚れ、静けさもなくなる。生物全体の連鎖反応が生じることになると思う。国英地区の自然環境を守っていかなければならないと思う。</p>	
<p>154p施設建設にあたり植生自然度7ミズナラ群、クヌギ、コナラが19%減。造成地が30%増。いわばこの地域一体の自然が崩壊し、絶滅危惧種も生存している動植物の生態系がくずれのおそれがあるのではないのか。施設建設はやめてほしい。</p>	

意見概要	見解
<p>参考 239p、240p、241p、242p、243p、244p、245p 要は国英地域に絶対危惧種といわれる動植物、水生植物がどれくらい生存、生育しているこのたびの工事で絶滅の可能性や、群落の消滅、減少、があるのか。また今後の保存対策はどのようにするのかを知りたい。(隣接の工業団地も含めて。)</p> <p>国英地域一体には千代川、霊石山、お城山があり小川、森林(針葉樹、広葉樹)、竹林、果樹林、田、畑、ため池等自然環境に富んでいる。開発をしてほしくない。</p> <p>新設の調整池が造られても4、5年いやもったかかってからでないと水生動植物は住み着かないと思う。</p> <p>また絶滅危惧種の動植物だけでなく、春はうぐいす、ひばり、つばめ、ふくろう、メダカ、夏はサワガニ、ホタル、はるぜみからニゼミ、あぶらゼミ、ひぐらし、秋はかも、等で心がなごんでいる。開発でクマ、シカ、イノシシ、サル等におびやかされるようになるのはいかなものかと思う。</p>	<p>対象事業実施区域周辺に生育、生息する絶滅危惧種等に該当する動植物、水生植物の分布状況及びその保全対策については準備書要約書 7-4-1 章～7-4-3 章に示すとおりです。なお、工業団地については、本事業とは別の事業であり、本事業の環境影響評価には含まれていませんが、工業団地の改変範囲に生息する重要種の確認状況については、本組合より、工業団地の事業者である鳥取市に対して、確認種、確認位置等の情報を渡し、事業の実施にあたりその保全に配慮するよう伝えていきます。</p>
<p>環境アセスメントの結果 11 頁・13 頁のような生物(以下動物・植物・水生生物を総称して「生物」として表します)が生息していることが判明したのなら、この対象事業実施区域に焼却場を建設すべきではないと思う。</p> <p>環境保全措置として“施工時に確認された場合、近くのため池等へ移植を行います”とか“移植後に適切なモニタリングを行って生育状況を確認する”とあるが、国や鳥取県のレッドデータブックに記載されている生物ならばなおさら人間が手を加えるべきではない。</p> <p>理由は 100%の移植は不可能である。その生物は今いる所が適地である。そしてまた、施工者が生物に気づかなかつたら、また施工者が生物に対する認識をもたぬ人であれば、生物は見おとされ、殺されてしまうからである。</p> <p>このような地域は自然観測地として子ども達や生物の関係者に提供するようにして、焼却場としては別地を探すべきである。</p> <p>焼却場をどこに建設するにしても、生態系をこわすような場所は避けるべきと思うが如何ですか。</p> <p>人間ならば他の生物に対して何をしても許されるものですか。“ここしかない”というのではないのに！探せば場所は他にあるのに！！</p> <p>これまで、環境アセスメントの為に巨額な費用がかかっている。今さら別地など考えられない—こんな考え方ではなくあたたかな心で検討し回答をください。</p> <p>今の生態系は国英地区住民の心のやすらぎとなっています。それは、夜フクロウの鳴き声に早春を感じ、チョウチョが飛びかい、カエルの声に、子ども、大人も自然と歌を口ずさむ。オタマジャクシやカエルやトンボを捕まえて遊ぶ子供達のはしゃいだ姿等々。長い長い間、このことが繰り返され子ども大人も心を育んできました。どうぞ、国英地区住民の心をつぶさないで下さい。今の場所のため池は、今の予定地はつかないで下さい。</p> <p>こわされた自然は元にもどりません！！</p> <p>ホタルの激滅は人間の浅はかな施工の為であることは、お気づきでしょう！！</p> <p>便利さや人間の都合で自然をこわさないで下さい。</p>	<p>本事業の性質上、土地の改変は避けられません。そのため、土地の改変によって影響が生じる、または影響が大きいと考えられる種に対しては、その影響が可能な限り小さくなるよう保全措置を実施します。施設の整備にあたっては、周辺環境に十分に配慮するとともに、情報提供を積極的に行いながら事業を進めます。</p>

意見概要	見解
<p>平成 22 年6月にはウグイスが地ユノ谷と楮谷の両方から鳴いていたが、平成 24 年5月には楮谷側からしか鳴いていない。</p> <p>その主な原因は、鳥取道・インター線の交通量の増大と容易に推測できるが、この上可燃物処理場が建設されるとウグイスに限らず、小動物は完全に追い払われることとなる。無用な自然破壊ではないのか。</p>	<p>(341ページの見解をご覧ください。)</p>
<p>排煙からの降下物質、降雨に伴う耕地、河川からの流出物質が漁類の食餌である藻類や水棲昆虫に付着し生物多様性を誇る千代川の生態系や食物連鎖に影響を及ぼすことはないのか。</p>	<p>排ガスの拡散計算式は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(平成 18 年9月、環境省)に記載されているもので、多くの環境影響評価事例で用いられている等実績があり、適切なものと考えています。その結果より本施設による大気環境への影響は極めて小さく、現況とほとんど変わらないことから、千代川の生態系や食物連鎖に及ぼす影響はないと考えます。</p>

(6) 廃棄物の抑制、温室効果ガスに関すること

意見概要	見解
<p>焼却残渣等について現有施設の処理方法及びメリット、デメリットについて示して頂きたい。また、環境面に於いて最も低リスクだと考えられる方法はどのような方法か。</p>	<p>現有施設の焼却残渣については、本組合の管理型最終処分場にて安全に埋立て処分しています。また、本施設の焼却残渣等の処理については、現在検討を行っている段階であり、熔融処理しない方式の場合は埋立、セメント原料化、山元還元化等、熔融処理する方式の場合は、スラグ化、山元還元化等の資源化を計画しています。</p>
<p>温室効果ガスの排出削減のため排熱ボイラ設置により発電する方法は現在どこで実施されているか。また、費用対効果の面でのメリットはどのような点か。</p>	<p>地元住民の皆様が視察された京都市北部クリーンセンターや大阪市東淀工場では発電が行われています。両施設の年間の発電量は、京都市北部クリーンセンターで約 40,000MWh、大阪市東淀工場で約 53,000MWh となっており、施設で使用する電力を賄うとともに、余った電力は売電されています。</p> <p>国の方針では、今後整備されるごみ焼却施設については、発電等を義務付けており、本施設についても発電施設を設ける計画としています。</p>

(7) 車両の影響

意見概要	見解
<p>廃棄物運搬車両等の走行ルートは学童、生徒の通学等に危険、影響を及ぼさないよう安全性が図られているか。</p>	<p>ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線など交通安全施設が整った主要幹線道路の走行を基本としています。また、集落内のごみ収集に伴う車両の走行については、登下校の時間帯はもちろんのこと、歩行者に十分注意するよう収集運搬の責任者に申し入れます。</p>
<p>大型施設なのでゴミ回収車の台数がかなり多いと思います、そのような考慮が欠けています。</p>	<p>ごみ収集車両は、鳥取自動車道や河原インター線などの幹線道路の走行を基本としています。また、ごみ収集車両が集中する河原インター線において、車両の走行に伴う排ガス、騒音及び振動を予測した結果は、問題のないものとなっています。</p>
<p>1台／分毎に通行する運搬車の考慮が不足しています。運搬車による交通量の増加による、通行の危険、騒音、排ガスの増加による健康への危惧など生活道は通っては、こまります。</p>	<p>搬出入車両台数は、現在、鳥取市で稼働している神谷清掃工場等の4施設の平成22年度搬出入車両実績から設定しました。</p>

(8) 予測評価手法全般

意見概要	見解
<p>環境側面のインプットとアウトプットの検討が不十分である。可燃ごみをインプット燃やし、そしてアウトプットした場合に何が発生するかの想定がない。全てのアウトプットに対して環境影響を評価していなく、これで環境影響を評価したことにはならず、不十分である。 また、想定される非常・緊急事態の評価が含まれていなく全て定常しかない。 環境影響評価の基本が出来ていなく、評価になっていない。やり直しである。</p>	<p>本事業における環境影響評価は、鳥取県の環境影響評価条例に基づき実施しています。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくものであり、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施しています。なお、非常・緊急事態については予測評価の項目ではありませんが、東日本大震災の教訓を踏まえ自家発電設備を設置する計画であり、電源の確保により地震等による停電でも安全に施設を停止できるよう配慮する計画です。また、事故防止対策のマニュアルについては、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点で作成します。</p>
<p>事故やトラブルが大気への汚染となった場合、その影響はかなり広範囲に広がるものと思われます。 現在の評価範囲では不十分ではないでしょうか。 どのような環境保全計画・事故防止対策を施したとしても完璧なものはありません。 計画施設において、事故やトラブルが発生した際に想定外とはならないよう環境へどのような影響があるのかをシミュレーションし、その上で具体的な対策・体制を整備しておくべきではないでしょうか。</p>	<p>予測は、メーカーへのヒアリング結果に基づき、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので実施しました。また、大気質、悪臭、土壌汚染など、住民の方に関心の高い項目については、想定している3つの処理方式で予測を行っています。 その結果、いずれの方式になった場合でも、保全目標を満足することを確認しており、本事業による環境への影響は極めて小さいことを確認しています。</p>

意見概要	見解
<p>4・5. 14p、13・資1-1~1-4p処理方式をメーカーアンケートとかで3方式として検討するということが、メーカーとはどのようなメーカーなのか。</p> <p>調べたところ、ストーカ式燃焼装置の施行業者は①日立造船、②JFE環境(株)、③(株)タクマ、④三菱重工業環境エンジニアリング、⑤川崎重工等であり、流動床式燃焼装置の施行業者は、①荏原製作所、②(株)IHI(以前の名称石川播磨)環境エンジニアリング、③神戸製鋼所、④三井造船、⑤川崎重工等のようなものである。</p> <p>どのように検討されるのか。</p>	<p>アンケートは処理方式ごとに、客観的に対比が可能な代表的なメーカーに対して実施しました。</p>
<p>3方式の欠点、利点を表にして比較してほしい。</p>	<p>3つの処理方式の比較については、今後、具体的に処理方式を決定する際に実施します。</p>

(9) 調査対象範囲

意見概要	見解
<p>環境影響評価の調査範囲を国英地区内だけとしているのはなぜか。例えば半径2km 以内には、八頭町国中、河原渡一木、下佐貫、下曳田、曳田、佐貫、八日市も入っているがこれらの地区を調査対象外としている理由はなにか。</p>	<p>範囲について、大気質では、現況調査の範囲を約1km、予測評価の範囲を約5kmとしています。現地調査は、調査計画の策定時に行った事前の予測において、最大着地濃度地点が出現すると想定された1kmの範囲を基本に、集落の状況等を考慮して設定しています。なお、調査結果をみると、地点による濃度のばらつきは小さく、この地域の現況濃度は基本的に同様であると判断しています。また、予測評価については、方法書でのご意見を踏まえ、より広い約5kmの範囲としており、ご指摘のあった地域についても予測対象としています。</p>
<p>環境影響評価の範囲が狭いと思う。 煙も水も一滴も出さないといいながら、ダイオキシンなどの有害物質の拡散が分かったにもかかわらず調査範囲を広げていない。 国英地区だけではなく、渡一木・曳田・天神原・佐貫・八日市などまで範囲を広げるべきだと思う。 この有害物質の拡散が予測される範囲の中には小学校・中学校・幼稚園・保育園も含まれている。 これらの地域を除外しての調査は全く意味がないのと同じだと思う。</p>	<p>また、ダイオキシン類の国の基準では、耐容1日摂取量を体重1kg あたり4pgとしています。これは人が毎日摂り続けても健康に害を及ぼさないとされる値であり、感受性が高い胎児への影響も踏まえて設定されたものです。</p>
<p>子供たちの影響が懸念される。大気質について河原幼保園、小中学校、さんき小学校、中学校、国中保育所についても大気調査の範囲に加えるべきではないか！</p>	<p>一方で、環境省の資料によれば、平成21年度に日本人が毎日平均的に摂取している量は体重1kg あたり約0.85pg-TEQであり、耐容1日摂取量の5分の1程度となっています。このうち食べ物からの摂取量は約0.84pg-TEQ/kgと最も多く、呼吸により大気中から摂取する量は0.0090pg-TEQ/kgと非常に少ないものとなっています。</p>
<p>調査範囲は国英地域に限らずもっと広範囲にすべきではないか。煙突から出る物質は3～4キロ拡散するとある著書で読んでいます。 この範囲には保育園～中学校までありもっと配慮すべきだと思います。</p>	<p>大気調査については「すべての近隣集落への調査及び予測調査を行う必要がある」(事業者の見解 5-1)と述べているが、三谷、高津原地区しか実施されていない。</p>
<p>大気調査については「すべての近隣集落への調査及び予測調査を行う必要がある」(事業者の見解 5-1)と述べているが、三谷、高津原地区しか実施されていない。 風向は気温、環境等各種条件により、上昇、下降、逆転、循環流など、複雑なものと思料されるがとくに千代川、八東川の存在によって起こる流れがあると考えられるので少なくとも同円心 5,000メートルの範囲内を対象とした調査を行われない。</p>	<p>調査範囲を国英地区内だけとしているのは何故ですか。例えば、半径2km 以内には八頭町国中、河原町渡一木、下曳田、曳田、下佐貫、佐貫、八日市も入っていますが、これらの地区を調査対象外としている理由は何ですか。</p>
<p>調査範囲を国英地区内だけとしているのは何故ですか。例えば、半径2km 以内には八頭町国中、河原町渡一木、下曳田、曳田、下佐貫、佐貫、八日市も入っていますが、これらの地区を調査対象外としている理由は何ですか。</p>	<p>子供たちへの影響が懸念されます。大気質については、河原幼保園、散岐保育園、国中保育所、河原第一小学校、散岐小学校、河原中学校においても大気調査の範囲に加えるべきとおもいます。</p>
<p>今回行われた「環境影響評価」の調査地点は、建設予定地のおおむね1kmの範囲で国英地区内ですが、私の家は西方2km地点(八上地区)にあります。影響が心配です。 2km 以内には、曳田、下佐貫、下渡一木などの集落もあり、子供が沢山いる中学校もあります。今回の調査だけでは不十分です。せめて国英地区以外の2km までも調査を行うべきです。</p>	<p>散岐小学校、河原中学校が処理場予定地から1.5km 以内であるのに、大気調査をされていないとあるが、意図的か。</p>
<p>調査範囲を国英地区内だけとしているのはなぜか。半径2km 以内には八頭町国中、河原町渡一木、下曳田、曳田、下佐貫、佐貫、八日市も入っているがなぜこの地区を対象外としているのか。</p>	<p>子供たちへの影響が気になります。河原幼稚園、散岐保育園、河原第一小学校、散岐小学校、河原中学校においても大気調査の範囲に加えるべきではないですか。</p>
<p>調査範囲を国英地区内だけにせず、半径2km 以内には八頭町国中、河原町渡一木曳田、佐貫他も入る。対象外としている理由は？小学校、中学校、保育所を含むと思われるのに。</p>	

意見概要	見解
<p>煙突 59mということだが、方法書の段階でなぜ煙突の高さが不明であったのか。公表されなかったのか。環境影響調査を実施するにあたって、当然半径2km という調査範囲が想定されるのでは。国中1区、2区等なぜないのか。</p>	<p>方法書の段階では、煙突の高さが確定していなかったため、記載しておりません。なお、調査範囲の設定にあたっては、煙突高さを 59m と想定したうえで、事前の予測を行いました。</p> <p>大気質については、現況調査の範囲を約1km、予測評価の範囲を約5km としています。現地調査は、最大着地濃度地点が出現すると想定された約1km の範囲を基本に、集落の状況等を考慮して設定しています。なお、調査結果をみると、地点による濃度のばらつきは小さく、この地域の現況濃度は基本的に一様であると判断しています。</p> <p>また、予測評価については、方法書での意見を踏まえ、より広い約5km の範囲としました。</p>
<p>「環境影響評価技術マニュアル」「環境アセスメント技術」によると、煙突の実態高 30mで調査対象地域半径3km ともある。用瀬地区で3km の要望があった。28p「約 5,000m の範囲で影響を予測しており」となっているが、なぜ。</p>	<p>「環境影響評価技術マニュアル」及び「環境アセスメント技術」によれば、煙突の実態高 30m で調査対象地域半径3km との記載がありますが、煙突実態高と調査対象地域の範囲については目安として記載されており、実際は処理能力によっても異なります。本事業における対象地域の考え方は次のとおりです。</p> <p>大気質については、現況調査の範囲を約1km、予測評価の範囲を約5km としています。現地調査は、最大着地濃度地点が出現すると想定された約1km の範囲を基本に、集落の状況等を考慮して設定しています。なお、調査結果をみると、地点による濃度のばらつきは小さく、この地域の現況濃度は基本的に一様であると判断しています。</p> <p>また、予測評価については、方法書での意見を踏まえ、より広い約5km の範囲としました。</p>

(10) 事後調査

意見概要	見解
<p>大気質、悪臭、水質、土壌における事後調査期間は「事業活動が定常となった時期から1年間」とありますが(準備書 p.10-2) 供用後何年の稼働予定で何年後に調査予定ですか。これらの項目の調査は毎年行うべきだと思います。</p>	<p>大気質、悪臭、水質、土壌に係る事後調査期間については、事業活動が定常となった時期から1年間と考えています。また、大気汚染防止法等の法令等によるモニタリングについては、法に準拠して実施します。</p>
<p>地下水、空気の水質、土壌における事後調査期間は「事業活動が定常となった時期から一年間」とあるが、供用後何年の稼働予定で何年後に調査予定か これらの項目の調査は毎年行うべきだと考えます。</p>	<p>なお、ダイオキシン類については、紫外線により分解していくことがわかっています。</p>
<p>大気質、悪臭、水質、土壌における事後調査期間が「事業活動が定常となった時期から1年間」とあるが、事業活動を続ける期間中は、継続してやるべきだ。特に問題になるのはダイオキシン類だが、分解しないのだから年々蓄積する一方だ。また、大気中にばらまかれる重金属類もダイオキシン類同様年々蓄積されていく。なぜ、これらの追跡調査が予定されていないのか判らない。</p>	

(11) 工業団地との関連性

意見概要	見解
<p>河原インター山手工業団地（事業区域面積20.4ヘクタール造成区画面積6.7ヘクタール）プラス現グラウンド2.5ヘクタールが地域一体にできる。環境影響調査は可燃物処理施設14.6ヘクタールの土地利用を対象とした調査であって、工業団地のことは加味されていない。（グラウンドの4～5倍は白地、丸はだかの土地。）特に可燃物処理施設の工事工程表によると、1年目、2年目、・・・4年目試運転となっているが、工業団地の工程表では平成24年度・・・27年度初期分譲開始となっている。工業団地工事で下水道工事26、27年度、上水道工事は、24年度～27年度、造成工事、道路工事は、24年度～26年度となっている。騒音、排ガス、振動、等の影響は動植物、周辺部落、家屋に対する影響は大と考える。それぞれの工事がダブって行われはしないのか。（参考 2-23・資1-10～14等）</p>	<p>本事業における環境影響評価は、鳥取県環境影響評価条例及び同技術指針に準拠して行っています。現在鳥取市が進めている工業団地の整備事業については、環境影響評価の対象事業ではありません。工事については、工業団地の事業と重なる時期がある可能性がありますので、鳥取市と調整を図り、適切に行います。</p>
<p>東部広域行政管理組合の事業は事業、市で行う工業団地造成事業は事業として市で対応ということとなっている。28p「鳥取市において、対応される・・・」と記述してあるが、地区住民の受ける側としては、両事業あわせた環境影響変化の状況を知りたい。騒音、振動、排ガス、水質、大気の変化、そして動植物、人体への影響等々。 要するに地区住民は、可燃物処理施設と工業団地が完成するのを引き換えに生態系の変化を受け入れることになる。</p>	
<p>23p、資1-11等、本文2-13p 工程表は1年目、2年目、・・・4年目試運転となっているが、工業団地の工程表は、24年度、25年度、・・・平成27年度初期分譲開始となっている、環境影響評価は双方の事業を加味せざるを得ない。（総括事項Ⅱの2の5と重複）</p>	
<p>要約書の199p・214p・に記載されているように「工業団地の計画地で確認された保全すべき対象については、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う・・・。」とあるが、（31記載）当然であり、その状況結果を市側と東部広域行政管理組合の双方が公表すべきである。</p>	
<p>総括的なことⅡの5、6、準備書（主として概要書）の内容Ⅱの3の23、27、31に述べたが、準備書をよくみていかないとわからない。概要書27ページ第3章事業実施区域及びその周囲の状況が「省略」してあり、第9章対象事業に係る環境影響の総合的な評価にも工業団地の整備状況が記述（例えば工業団地の平面図）してないのはなぜなのか。</p>	

意見概要	見解
<p>工業団地造成にあたっての造成中、造成後の車両台数はどうなるのか。</p>	<p>工業団地整備事業は、鳥取市の事業であるため、詳細は分かりません。</p>
<p>29p、123p 番号7の見解・・・可燃物処理施設14haうち6haが緑地、工業団地の緑地はいくらか（市に確認してほしい）両者の開発により緑地が減少する。周辺一体の保水力に影響がでてくる。簡易水道の水源を地下水調査としているが、浅井戸、深井戸何メートルなのか。水質調査といって表流水（河川、小川で千代川を水源）の調査をしているが保水力と地下水の関係で施設周辺の地下水の調査が必要と思われる。</p>	<p>工業団地整備事業は、鳥取市の事業です。簡易水道水源地の孔底深度は、山手水源地8.13m、郷原水源地45mです。保水状況については、この2地点について、事後調査を行う計画としています。</p>
<p>186p イ. 動物相の変化の4行目「・・・生物相の変化についても小さいものと予測する。」と説明しているが、隣接地に工業団地が造成されても変化は小さいものなのか。 可燃物処理施設の建設は東部広域行政管理組合が事業主体ではあるが、都市施設であり、都市計画法で施設の種類、名称、位置及び区域を定めることとなっている。市の都市企画課と密接な関係がある。また、工業団地は、市の企業立地支援課が中心となって事業の推進を行っている。 東部1市4町の広域事業として可燃物処理施設の建設を東部広域行政管理組合が行い、工業団地の整備事業は鳥取市の事業として行われている。二つの事業は実際主体が別であっても、地元国英地区で行なわれつつある。環境影響調査は、なにも可燃物処理施設だけのものだけではない。（県環境評価条例の基準では工業団地は75ha以上、廃棄物処理施設（ごみ焼却）は100t/日が環境影響調査対象となっている。）</p>	<p>本環境影響評価は、ごみ焼却施設の建設に係る影響を予測評価するものです。現在鳥取市が進めている工業団地の整備事業については、環境影響評価の対象事業ではありません。</p>
<p>188p、189p 10ha減少とは。13ha減少とは鳥の種類によってなのか。事業実施は工業団地も加味されているのか。</p>	<p>準備書要約書188頁～190頁に記載の表7-4-2.18(1)～(2)及び表7-4-2.19における「10ha減少」及び「13ha減少」については、予測対象種の主要な生息環境の面積がどの程度減少するかを予測したものであり、鳥類の種類によって異なります。評価書においては対象事業実施区域の変更に伴い一部数値を見直しております。 現在、鳥取市が進めている工業団地整備事業については、環境影響評価の対象事業ではありません。</p>
<p>190p カスミサンショウウオ・・・個体が半数程度になると考えられる。事業により本種の生息環境が約7ha減少するとは。工業団地も加味されたのか。わずかに隣接して計画されている工業団地付近にも生息していることに留意する必要がある。」とはどのように留意するのか。</p>	<p>減少する約7haには工業団地整備事業は含まれていません。 工業団地造成の事業者である鳥取市に対して、確認種、確認位置等の情報を提供し、団地造成事業の実施に際してその保全に配慮するよう働きかけを行います。</p>

意見概要	見解
<p>資9-72 p、199 p、本文7-291 p カスミサンショウウオ、イモリについては種の保存の観点から図示していない。 190 p の関係ページであり、下段落から」10行目「工業団地の計画区域で確認された保存すべき対象については、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う。」とあるが、いつ、だれに、どのように働きかけをし、その結果どうなるのか情報公開してほしい。他の動植物、水生生物も同様である。 「土地利用計画において、約3.8haを残地森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とする。」（上段から6行目）とし、さらに「対象事業区域内には新たに緑地をもうけ・・・」となっている。残地森林に樹林を現況のまま保全し、とあるが、緑地とは意味が異なるのでは。また騒音、排ガス、振動等があるところに動植物が好んで生息しないと思う。対策をしっかりとしたものにしてほしい。</p>	<p>現在、鳥取市が進めている工業団地整備事業については、環境影響評価の対象事業ではありませんが、工業団地造成の事業者である鳥取市に対して、確認種、確認位置等の情報を提供し、団地造成事業の実施に際してその保全に配慮するよう働きかけを行います。 対象事業実施区域の土地利用については、準備書2-10頁（図2-2.6）及び評価書2-11頁（図2-2.5）に示すとおりであり、残置森林とは別に一部の造成地に新設緑地を設ける計画です。</p>

(12)その他

意見概要	見解
<p>春さきには黄砂がすごく、近くの霊石山にそって、国中の方向に多く流れる。悪臭だけではない。また冬の積雪による被害はでないものなのか不明。</p>	<p>黄砂の影響については、広域的な現象であり、本地域特有のものではないと認識しています。 なお、積雪による建物への影響はなく、搬出入道路は適切に除雪を行います。 また、積雪による停電の対応については、自家用発電設備を設置し、対応していく計画です。</p>

2. 環境保全の見地以外の意見

(1) 事業の必要性

意見概要	見解
<p>再びゴミ焼却場が建設されようとしているのはなぜなのでしょう？しかも、東部地区全域のゴミを集めて、有害な煙が外にでる煙突のある焼却場で処理すると聞いています。</p>	<p>ごみは、住民が生活する上で発生するものであり、これらを衛生的・安定的に処理するためには、ごみ焼却施設はどうしても必要な施設です。</p>
<p>国英地区 14 集落中賛成を表明している集落は全くないし、土地所有者も半数が不売宣言し、半数以上の反対署名も提出しているにもかかわらず、強引に進めようとする意図は？強引にすすめて誰か得をする人がいるのですか？地元の同意を得たかのように計画をすすめている行政は少しおかしいのではないですか。</p>	<p>施設の整備にあたっては、周辺環境に十分に配慮するとともに、情報提供を積極的に行いながら事業を進めていきます。</p> <p>なお、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生を防止するため、国では平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定しています。そのガイドラインでは、小型焼却炉を一定規模以上の全連続炉に集約することにより、燃焼を安定させ、ダイオキシン類の発生を防止するとともに、併せてバグフィルタ等の高度な排ガス処理設備等を設置することとされています。また、全連続炉から発生する熱エネルギーを発電等に活用することを示しています。鳥取県東部圏域においても、ごみ処理広域化施設の整備を推進しており、平成18年には「ごみ処理広域化計画（改訂版）」を策定のうえ、収集運搬効率の改善、経済性、環境保全等の観点から検討を行い、最終的に1施設に集約する方針としています。</p>
<p>鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場の都市計画(案)の説明会で地権者及び国英地域の一部落でも反対なら建設しないと言いながら、部落総意で建設を賛成している部落はないにも関わらず建設を進めようとしている。 嘘に嘘を重ねたような行政は信用できない。</p>	<p>また、本施設では、最新の排ガス処理設備により、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境へ影響を与えない施設となるよう計画します。</p>
<p>立派な良い施設といいながら、周囲から隠そうとする。見えれば損なうのかのように。行政とは建設が出来さえすれば、嘘も言う。多数の住民の気持ちは無視する市政（姿勢）が〇〇流市政なのか。</p>	
<p>国英地区のどの部落が総意で建設賛成と言っているのか説明願いたい。 私の知る限りでは、地権集落及び国英地域の部落では、部落総意で建設賛成と表明している部落は無い！に関わらず、どこに住民の意見反映が反映された建設となっているのか。・・・これを住民無視と言わずしてなんでしょうか。</p>	
<p>調査に入る前に地権者には、焼却場建設を前提としたものではないと言いながらも実際は建設を想定した調査になっている、なぜ実際の事を公表しないのか？ 地権者の人は焼却場建設の為にないのなら許可しても良いのでは、という人が多かった。</p>	
<p>部落長説明会も法的人格をもった部落長なのか、部落民の委任状を持って出席した部落長なのか、住民に説明報告会を実施しているのか、住民の意見を集約確認しているのかも調査しなければならない状況下で説明が終了し、納得が得られたと認識されることは軽々といわざるを得ないではないか。</p>	
<p>国英地区住民のコミュニティ環境に於いて、本件の事業を進める目的で、行政側よりの一部の住民に対する懐柔や抱き込み工作が行われた結果、コミュニティの中で疑心暗鬼のもと不和や不信感が高まっていると聞きます。このような状態の中で本件公共事業を推進していくと、このコミュニティの崩壊を促進させる結果とはならないのでしょうか？行政側は処理施設を建設しても有害な物は排出しないと力説されるが、現在未着工にも拘らず、コミュニティ環境にはメンタル面に於いても悪影響が出ているのではないのでしょうか。</p>	
<p>この事業は地元住民の7割が反対を意思表示しているにもかかわらず、どんどん進められるのはなぜか。</p>	

(2) 位置の選定

意見概要	見解
<p>計画中の地域は、鳥取県東部地域の農業生産活動の中心的役割を担ったり、清流で生育する鮎等の淡水魚の漁獲が多い自然に恵まれた地域である。</p> <p>また、小中学校等も近くにあり児童生徒に対する環境面での低下を避け、より良い環境づくりをすることにより健やかな子供の育成をして行くことが大人の義務であるとする。</p> <p>これらのことから土壌・水質・大気等への環境汚染が予測される本事業の施設の設置場所として適切とは思えない。</p> <p>従って、これらに対する影響が極力少ない場所の選定を望む。</p>	<p>可燃物処理施設の整備計画については、平成12年度に鳥取東部圏域の各市町村から提案された約40カ所の候補地を基に検討を進め、千代川右岸と左岸にそれぞれ1施設建設する計画としました。</p> <p>その後、道路交通網の整備等社会情勢が大きく変化してきたこと等を踏まえ、平成18年に「可燃物処理施設整備検討委員会」で検討した結果、可燃物処理施設は東部圏域に1施設とし、施設規模は1日当たり概ね360トンが適当であるとの第1次報告書が提出されました。当組合ではこの報告書を受け、平成18年4月の正副管理者会において、報告書の内容に沿った整備方針が決定されました。</p> <p>この方針に従い、改めて40箇所の候補地の中から選定した結果、鳥取市河原町山手地区の工業団地予定地周辺を建設候補地として、地元住民の皆様のご理解とご協力を求めていることとしました。</p> <p>なお、河原町山手地区を建設候補地として選定した主な理由は次のとおりです。</p>
<p>青谷町や岩美町から河原町への運搬も燃料費のことを考えればどうかと思う。ごみと一緒に運ばれる廃棄（排気）ガスに関して余分なガスの排出はする必要はないのではないか排ガスも地域で解消していけばいいのではないのか</p>	<p>(1) 位置</p>
<p>対象事業実施区域として鳥取市河原町山手外があげられているが、当該地は鳥取自動車道鳥取南インターチェンジ直近で、風光明媚、凄烈な河川と豊穡な耕地、神代伝説や緑の山麓に恵まれた自然も豊かで地域住民の誇りとする地点であり、関西以北から自動車で来県される多くの人々の玄関口として賑わっている。</p> <p>したがってこの地に建設を立地させることは、玄関の隣りに臭気たばよう便所を設置することに等しく、交通アクセスが良く地域の中心地だと言う理由で選定されることはハイクリーンを売りものとする鳥取のイメージを損い、未来に禍根を残すものとしか云い難く、鳥取の将来の発展を願うならば新たな適地を探索されるべきであり、同様の立地条件下に類例があれば示されたい。</p>	<p>鳥取市河原町山手地区は、東部圏域のほぼ中心に位置し、収集運搬効率が高いこと。</p>
<p>事業が計画されている土地の地権者が土地不売宣言を出されていますが、土地買収の見込みのない土地に固執される理由は何ですか。</p> <p>国英地区は鳥取県東部地域の中心だからここに事業を計画しているという説明ですが、人口の集中する市街地に近いところに焼却場を建設する方が運搬車の総走行距離が少なくなって排気ガスの量が減ることになります。地図上で中心に近いというだけで運搬面では効率が悪いのに国英地区に計画されるのは何故ですか。</p>	<p>(2) 道路網の整備状況</p> <p>鳥取自動車道と河原インター線に近接しており、交通アクセスが容易であり、ごみ収集車の一般生活道路通行が軽減されること。</p>
<p>市町村合併前の平成13年3月の「ごみ処理広域化協議会（会長・〇〇〇〇鳥取市長）」報告書には、「他町村のごみを受け入れることには、大きな反対が予想されるので（15町村で）持ち回りのルールにすることが必要である」と記載されていました。しかし、竹内市長になってからこの持ち回りのルールを削除されたのは何故ですか。</p>	<p>(3) 土地の状況</p> <p>予定地の土地の形状が、なだらかな丘陵地で土地造成が容易であること。</p>
<p>4月21日の説明会で、都市計画の決定については「施設の周辺環境への影響について十分な検討が必要になります」と説明されたが、14万6千㎡という広大な面積の山林を開発することが間違いではないでしょうか。山林を削るような場所に作るのではなく、平地で市民の目の届く所に設置するのが妥当ではないかと思えます。</p>	<p>また、平成20年度に、再度、専門機関により、ごみの移動量を検証するとともに、安全を確保する観点から、活断層からの距離を確認した結果、同地が適地であると改めて建設候補地として決定したものです。</p> <p>本施設では、最新の排ガス処理設備を設けることにより、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画します。</p>

意見概要	見解
<p>平成13年1月19日、〇〇河原町長は議会答弁で「新しい処理場というのは河原町内に持ってきていただかないということも確約を取っております」と答弁されています。町長の議会答弁を簡単に無視される理由は何ですか。</p>	<p>(351ページの見解をご覧ください。)</p>
<p>平成13年1月19日の河原町議会で、〇〇河原町長は「新しい処理場は河原町内に持ってきていただかないということも確約を取っております」と答弁されている。町議会の答弁を簡単に無視する理由は何か。</p>	
<p>ゴミ処理施設運用においては今後も同じような問題が発生すると思われます。計画施設のような集約化ではなく、環境面でも公平性の観点からも期限付き複数地域持ち回りなどの新たなルール作りを進めるべきではないでしょうか。</p>	
<p>なぜ可燃物処理施設の建設地が国英地区なのでしょう。</p>	
<p>行政側のホームページの基本コンセプトには「ダイオキシン類等の排ガス対策の技術はすでに確立されています。また、施設から発生する廃熱を回収して発電を行ったり、熱源や温水を周辺施設等へ供給することもできます。このように「ごみを燃料とするエネルギー工場」とされており、いわゆる従来の迷惑施設ではありません。」(送り仮名は原文のまま)と説明されておられます。それであれば、もっと人口が密集したゴミの大量に発生する都市部へ建設された方がゴミの運搬に伴うコストや運搬車が排出する排気ガスも相当削減され、より環境に優しいのではないのでしょうか。また、前述基本コンセプトにある廃熱利用の発電に因る売電にしても都市部建設のほうが変電施設までより近く。温水を周辺施設に供給するにしても、需給施設等が近くにある都市部に建設した方がコストも低く需要も大ではないのでしょうか？ 前述のホームページの基本コンセプトには今回計画の可燃物処理施設には、ゴミ問題や環境問題を考え教育する施設としての一面も併せ持つとありますが、そうであれば、なおさら都市部へ建設される事をお勧めいたします。例えば、過日鳥取市住民投票に於いて市庁舎新築が見送られた場所などはどうであろうか？あの場所であれば、JR駅も近く、交通の便も良く住民を集わせて教育する行政側の意図ともより合致するのではないのでしょうか？行政側には当初より本件可燃物処理施設建設は河原町国英地区ありきで、当該場所が、いかに最適であり、デメリットなど何も無いとのスタンスで押し通し、今後行われるであろう土地収用法の裁決に向けての決められた道程に従ったアリバイ作りに始終しているように見受けられる。先の鳥取市住民投票の結果に見るように民意を尊重していただき、この問題が一国英地区の問題と矮小化させず、鳥取県東部住民の問題として、ゴミ排出者全員に問題を提起した上での再考をお願い致します。</p>	

意見概要	見解
<p>安心、安全というのなら、このたび市庁舎問題で取り上げられた鳥取駅南地区を新たに候補地として選定されてはいかがでしょうか。無駄な経費を使用というのなら、旧郡家町に建設予定で調査はされなかったのか。調査に入るまでの過程で地区住民の納得は十分得られていない。対話不足であった。</p>	<p>(351 ページの見解をご覧ください。)</p>
<p>河原町町長の議会答弁：平成13年1月19日、時の〇〇河原町町長は議会答弁で『新しい処理場というのは河原町内に持ってきていただかないということも確約を取っております』と答弁されている。今、〇〇氏は推進の立場をとっておられるが鳥取市として〇〇前町長を180度変節させるに足る材料は何だったのか。どんな重大、重要な事がらがあったのか、河原町住民にもお教え願いたい。</p>	
<p>八頭町西御門地区周辺における計画については、地元 の反対により事業を断念されている。今回の計画については、国英地区の過半数を超える反対者がいるのにも関わらず強引に事業を進めようとしてされているが、西御門と国英とどんな違いがあるのか。</p>	<p>八頭町西御門地区の皆様には、東部圏域に2施設を建設する計画の中で、その中の1施設を建設させていただくようお願いをしていたものです。 その後、平成18年に計画を見直し、1施設に集約することとし、改めて40ヵ所の候補地の中から検討した結果、河原町山手地区を選定したものです。</p>
<p>仮に鳥取自動車道の鳥取インターチェンジ出口あたりに焼却場を建設した場合と、現在の計画地においてごみ収集車の運搬距離の総計を試算して比較してもらいたい。</p>	<p>本意見については、実施する考えはありません。 なお、平成20年に、専門機関により、ごみ移動量の検証を行っております。</p>

(3) 処理の広域化

意見概要	見解
なぜ鳥取市だけでなく東部という広い範囲のゴミなのでしょう？	ごみは、住民が生活する上で発生するものであり、これらを衛生的・安定的に処理するためには、ごみ焼却施設はどうしても必要な施設です。
ごみの量も減ってきていることだし、一箇所に集めなくてもその地域でごみの小量化をはかり地域ごとで処理していく方向は取れないものか	施設の整備にあたっては、周辺環境に十分に配慮するとともに、情報提供を積極的に行いながら事業を進めていきます。
事故が起こった時に大事にならないために、施設は東部地域で2～3箇所とするべきだと思います。	なお、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生を防止するため、国では平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定しています。そのガイドラインでは、小型焼却炉を一定規模以上の全連続炉に集約することにより、燃焼を安定させ、ダイオキシン類の発生を防止するとともに、併せてバグフィルタ等の高度な排ガス処理設備等を設置することとされています。また、全連続炉から発生する熱エネルギーを発電等に活用することを示しています。鳥取県東部地域においても、ごみ処理広域化施設の整備を推進しており、平成18年には「ごみ処理広域化計画（改訂版）」を策定のうえ、収集運搬効率の改善、経済性、環境保全等の観点から検討を行い、最終的に1施設に集約する方針としました。
各箇所で設置期間を決めて持ち回りとして、どの地域も公平に施設を受け入れるようにすべきだと思います。	また、全連続炉から発生する熱エネルギーを発電等に活用することを示しています。鳥取県東部地域においても、ごみ処理広域化施設の整備を推進しており、平成18年には「ごみ処理広域化計画（改訂版）」を策定のうえ、収集運搬効率の改善、経済性、環境保全等の観点から検討を行い、最終的に1施設に集約する方針としました。
東日本大震災の経験から、大型の施設を一ヶ所に建設するのではなく、中規模の施設を2～3カ所つくりリスクを分散すべきです。	焼却灰を溶融する溶融炉については、過去にいくつか事故の報告がありますが、ごみ焼却炉について、操業の支障となるような爆発事故をおこした事例はないと認識しています。また、本施設については、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としています。
環境へのリスクおよび事故やトラブルによる稼働停止の際のゴミ処理の対応においてもゴミ処理施設の集約化ではなく、複数施設へ分散化すべきではないでしょうか。	また、本施設については、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としています。
なぜ大型のものを造る必要があるのでしょうか。	また、本施設については、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としています。
施設は大型ではなく、各地区で分散し設置期限を決め持ち回りにして、どの地域にも公平に施設を受け入れるような体制をとるべきです。	また、本施設については、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としています。
東部広域管内で1箇所の施設計画はリスクが大きいです。ごみ焼却場は過去に爆発事故などが多く発生している施設です。事故などが起これば、ゴミをどこへ持って行くつもりですか。	焼却灰を溶融する溶融炉については、過去にいくつか事故の報告がありますが、ごみ焼却炉について、操業の支障となるような爆発事故をおこした事例はないと認識しています。また、本施設については、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としています。

(4) 施設の延命化

意見概要	見解
計画施設の事業化の論拠として現在のゴミ処理施設の老朽化を挙げていますが、国英地区で稼働していたゴミ処理施設は設備の更新によりかなりの長期にわたって同一場所にありました。環境省により効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントの導入から「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」がまとめられています。ゴミ処理施設の集約化により新たな環境への危険因子を生むのではなく、効率化および有効利用の面では現存施設の延命化について再検討するべきではないでしょうか。	ごみ焼却施設の耐用年数は25年から30年程度と言われ、施設の延命化は、耐用年数に至る前に設備の更新などを適切に行うものです。なお、鳥取市で稼働している4施設は、耐用年限が近づきつつあり、新たな施設の整備が早急な課題となっています。
現存施設の延命化には地元住民の反対もあると思われる、計画施設でも地元住民が反対しています。	現在、鳥取市により、平成29年3月まで河原町を始めとする東部圏域の住民のごみを受け入れることについて、神谷清掃工場の地元関係者と話し合いが行われているところです。

(5) 計画全般

意見概要	見解
<p>鳥取市は国英地区だけを相手に話を進めていますが、ゴミ焼却場ができることで発生する様々な問題は決して国英地区だけにとどまりません。</p> <p>河原町は小さな町ではありますが、一級河川である千代川や霊石山をはじめとした豊かな自然にかこまれ、多くの人々が生活しています。こうした自然や人々に全く影響がないといえるのでしょうか？</p> <p>たとえば、柿・梨・米などを中心とした農作物へ影響ははかり知れません。作物そのものへの影響もあるでしょう。</p>	<p>東部圏域は、自然に囲まれた良好な環境にあることは認識しています。</p> <p>本施設では、最新の排ガス処理設備により、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画します。</p>

(6) 処理能力

意見概要	見解																															
<p>5 p 平成13年度370トン、平成18年度360トン、平成20年度330トン、平成23年度270トンと変わってきている、270トンとした根拠は何か。 平成23年3月30日付け「可燃物処理施設整備の検討に係る第2次報告について」が検討された。委員会委員長〇〇〇〇氏から東部広域行政管理組合管理者鳥取市長〇〇〇氏あてに提出されている。 その資料中、計画目標年次をH29年とし、下記の表のとおりとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>収集可燃ごみ</td> <td>t/日</td> <td>96.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業系可燃ごみ</td> <td>t/日</td> <td>59.67</td> <td rowspan="2">┌</td> </tr> <tr> <td>直搬可燃ごみ</td> <td>t/日</td> <td>9.77</td> </tr> <tr> <td>この数字がおかしいのでは？</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部環境センター軽量残渣</td> <td>t/日</td> <td>1.90</td> <td>└</td> </tr> </table> <p>この数字については別表があるがここでは省略。</p> <table border="1"> <tr> <td>し渣</td> <td>t/日</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>t/日</td> <td>169.26</td> </tr> <tr> <td>災害ごみ</td> <td>t/日</td> <td>28.49</td> </tr> <tr> <td>● 合計</td> <td>t/日</td> <td>197.75</td> </tr> </table> <p>おかしくてもとりあえずこの数字が基本</p> <p>算出方法 平成29年度の災害ごみも含めた処理対象物の合計値 (197.75t/日) をもとに施設規模を設定 ● 197.75t/日 ÷ 実稼働率 (0.767) ÷ 調整稼働率 (0.96) = 268.57t/日 ≒ 270t 実稼働率・・・補修整理・・・30日 補修点検 15日 × 2回 = 30日 全停機関・・・7日 起動に要する日 3日 × 3回 = 9日 停止に要する日 3日 × 3回 = 9日 = 85日・・・① 365日 - 85日 = 280日・・・② 年間稼働日数を280日とする。 280日 ÷ 365日 = 0.767・・・③ 調整稼働率・・・ごみ焼却施設が正常に運転される予定の日においても故障の修理ややむを得ない一時休止のための処理能力が低下することを考慮した係数。96パーセントとする。0.96・・・ ●-----廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて (平成15年12月15日環廃対発第031215002号 各都道府県廃棄物行政主管部(局)あて 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の「2ゴミ処理施設の整備規模について」を参照のこと。</p>	収集可燃ごみ	t/日	96.8		事業系可燃ごみ	t/日	59.67	┌	直搬可燃ごみ	t/日	9.77	この数字がおかしいのでは？				東部環境センター軽量残渣	t/日	1.90	└	し渣	t/日	1.12	小計	t/日	169.26	災害ごみ	t/日	28.49	● 合計	t/日	197.75	<p>処理能力の設定根拠については、準備書2-5頁に記載していますが、考え方は、将来人口の推計値、減量化・資源化施策の効果、災害廃棄物の処理等を考慮し、稼働率等を基に設定しました。</p>
収集可燃ごみ	t/日	96.8																														
事業系可燃ごみ	t/日	59.67	┌																													
直搬可燃ごみ	t/日	9.77																														
この数字がおかしいのでは？																																
東部環境センター軽量残渣	t/日	1.90	└																													
し渣	t/日	1.12																														
小計	t/日	169.26																														
災害ごみ	t/日	28.49																														
● 合計	t/日	197.75																														

(7) 土地利用

意見概要	見解
<p>9・～12p 施設のほぼ全貌が説明されているが、 (1) 現ため池二つが新設緑地となっているが、現ため池と新調整池の面積比較は？ (2) 擁壁等となっているが、「等」とは擁壁以外に何かあるのか。 (3) 関連施設12.400m²とはなになのか。</p>	<p>ため池の面積比については、現在ある池に対して概ね同程度となります。新しい調整池については、有効貯水量を算定して設置します。また、「擁壁等」とは、擁壁のほか、法面を含んでいます。関連施設については、現時点で車庫やストックヤード等を想定しています。</p>
<p>29p 関連で10pの図を見て、残地森林26%は少ない。新設緑地とは何か。芝を植えた緑地なのか。「森林」と「緑地」の違いはないのか。</p>	<p>本事業では、緑地として、新設緑地と残置緑地を設けます。新設緑地とは、新たに整備する緑地であり、残置森林とは、現在の森林をそのまま保全するものです。これらの緑地の面積は、新設緑地が約35,700m²、残置森林が41,300m²、合計で約77,000m²となり、敷地全体の約52%となります。</p>

(8) 安全管理、維持管理及び緊急時対応等

意見概要	見解
<p>河原火砕岩層に立地するに際し、構造物（工場棟等）の耐震構造の概要と安全性を説明してほしい。</p>	<p>収集した廃棄物を貯留するごみピットについては、汚水の地下浸透等が起こらないよう十分な厚さを持つコンクリート構造とする計画です。また、先の東日本大震災においても、ごみピットが破損した事例はないと聞いています。</p>
<p>施設から排出される汚水の地下浸透防止のための施設や設備は、自然災害時等に対する十分な安全性が確保される構造となっているか。</p>	<p>施設の整備につきましては、建設コスト、ランニングコスト等を総合的に勘案したうえ、1施設に集約することとしています。また、施設の運営については、適正な管理の方法について今後検討します。</p>
<p>大きな施設はランニングコストが大きいと思います。運転管理は外注されるのですか。市の職員が運転して行ける程度の施設でないとなかなか十分な管理はできないのではないのでしょうか。市の職員が運転するのであればいろいろな工夫をしながら対応していくので施設も長持ちすることになると思います。</p>	<p>本施設では、法令等に定められた基準に対して、より厳しい基準を計画目標値として定めています。また、これらの排ガスのデータについては、24時間の監視を行うとともに、大気汚染防止法に定められた測定も実施します。施設の稼働にあたっては、この目標値を満足するように運転管理を行うとともに、この値を超える場合には、原因を確認のうえ、必要な対策を講じます。</p>
<p>大気質に対する評価について、「ろ過式集塵機（バグフィルター）などの採用を基本」とあるのはそれだけ有害なガスを発生しており、その防止策として、「事業者により実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られていると考えます。」とは如何にも無責任な行政対応である。目標値を超えたら行政として責任を持って、事業を強制停止をさせて徹底的に対策を取らせてから稼働を開始するというような対応をする、とは言えないのですか？ 守るべき基準を守るのではなく、守れる基準しか守れないと言っているとしか受け取れません。</p>	<p>本施設では、法令等に定められた基準に対して、より厳しい基準を計画目標値として定めています。また、これらの排ガスのデータについては、24時間の監視を行うとともに、大気汚染防止法に定められた測定も実施します。施設の稼働にあたっては、この目標値を満足するように運転管理を行うとともに、この値を超える場合には、原因を確認のうえ、必要な対策を講じます。</p>

意見概要	見解
<p>事故やトラブルが発生した際に、緊急時の対策として「事故対応マニュアルに準じて迅速に対応できるようにする」とあります。 事故対応マニュアルの具体的な内容とともに環境に影響が出た際にどのように対処、回復させるのかを示してほしい。</p>	<p>事故防止対策のマニュアルについては、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点で作成します。</p>
<p>経済的比較だけでなく、事故防止対策のマニュアル、比較検討も是非してほしい。</p>	

(9) 協定等

意見概要	見解
<p>周知のこととは思いますが、国英地区には以前ゴミ焼却場が建設されたことがあり、その時に『もう国英地区にはゴミ焼却場をつくらない』という契約が交わされています。</p>	<p>協定につきましては、八頭環境施設組合と地域住民との間で締結されたものです。なお、本件については、裁判上の係争事項であるため、環境影響評価では取扱わないものとします。</p>
<p>八頭環境施設組合と関係部落との間に交わされている「次期施設は周辺に作らない」という協定を無視する理由はなにか。同じ国英地区（大字山手）に新たな施設をほぼ継続的に整備することは受け入れられない。</p>	
<p>協定書は守ると言いながら、結局は破ろうとしている。環境影響評価は建設を前提としないと言いながら、評価が終われば建設が前提だろう。</p>	
<p>八頭環境施設組合との間にかわした“協定書”を無視し、地区住民の反対者が多いのに建設に対する一定の同意が得られたとマスコミで発表されているがおかしいのでは。</p>	
<p>八頭環境施設組合と関係部落との間に交わされている「次期施設は周辺に作らない」という協定を守らないのは何故ですか。行政が地元と交わした約束を守らないとは、子供たちに説明できますか。</p>	
<p>市町村合併前の平成13年3月の「ごみ処理広域化推進協議会（会長・〇〇〇〇鳥取市長）」報告書に設置場所が特定の市町村に固定されると不公平が生じるため、15市町村による持ち回りのルールが必要であると記載されていたが、〇〇市長になってからこの持ち回りのルールを削除されたのは何故か。また、平成13年締結の八頭東部環境施設組合と関係部落との間のごみ焼却施設の協定書に次期施設は周辺には設置しないものとする旨締結されているのにこの協定書が全く無視されている。なぜか。〇〇市長の言動に不信感を持たずにはいられない。</p>	
<p>可燃物処理施設整備事業に対して反対の住民が半数以上ある中で同じ地区に継続して設置しようとしている。公平な行政ではない。 しかも、平成13年3月25日締結の八頭東部環境施設組合と関連部落の協定書の中に「次期施設は周辺には設置しない」と締結しているにもかかわらず、協定書が全く無視されている。 住民との約束を簡単に平気で破る。</p>	
<p>八頭東部環境施設組合と交わした協定書が守られておらず、守ろうとしない態度は行政の取る態度ではない。行政にとって住民との信頼が第一でありその信頼を損なう態度は許せない。</p>	
<p>八頭環境施設組合と関係部落との間に交わされている『次期施設は周辺に作らない』という協定を無視する理由はなんなのか。なぜ同じ国英地区に新たな施設を整備するのか理解できない。受け入れることなどできない。絶対に許すことはない。</p>	

意見概要	見解
<p>八頭環境施設組合と関係部落との間に交わされている『次期施設は周辺に作らない』という協定を無視し、地元住民の反対者の気持ちを無視してまでなぜ国英地区にこだわるのですか。環境影響評価は建設を前提としないと言いながら評価が終われば建設が前提だという行政のやり方はあまりにも酷い。</p>	<p>(359ページの見解をご覧ください。)</p>
<p>八頭環境施設組合と関係集落との間で交わされた「次期施設は周辺には造らない」という協定書があるにも関わらずそれを無視し、また国英地区に新たな施設を建設するのは受け入れられることではありません。</p>	
<p>河原町議会に於いて、〇〇町長は平成13年1月19日の答弁で、「新しい処理場というのは河原町内に持ってきていただかないということも確約を取っております」と答弁しているのに、なぜ無視するのか。理由を聞きたい。</p> <p>また先日女性会で行ったアンケートの回答では、河原町時代の町長の議会での答弁を全く認識していない方がほとんどだった。</p> <p>これまでの経過説明しないまま、なぜ裁決したのか。理由を聞きたい。</p>	
<p>八頭環境施設組合と関係集落の間に締結されている、次期施設は周辺に作らないという協定は、何故遵守されないのか。</p> <p>そもそも所轄する組織が変われば、取り決めが無効になると云うのであれば、住民は何を信じて、なにを頼りに行政ハラスメントに対処すればよいのか。</p> <p>御教授願いたい。</p> <p>鳥取市は、前施設の操業停止期日が決まっていたにも拘らず、次期焼却施設建設予定地を選定できなかった責任を、一地区に押し付け、場当たりの取り繕おうとしているものであり、まったく行政の怠慢としか言わざるを得ない。</p>	

(10) 合意形成等

意見概要	見 解
<p>一般住民への説明をきめ細かく行い意見、要望等を吸い上げて頂きたい。</p>	<p>住民の皆様には、引き続き説明をさせていただくとともに、意見、要望等を聞いていきたいと思えます。</p>
<p>『平成18年4月に、国英地区部落長会に環境影響評価（事前調査）実施を要請した』とあるが、その回答はどうであったか。無回答のまま事前調査に踏み切ったのではないか。 国英地区部落長とは、地区住民にとってその意見集約の機関として何ものにも代えられない重要なものであるが、この可燃物処理施設整備事業についてどのように諮問したか。</p>	<p>平成18年4月に開催された国英部落長会に1市4町の首長が出席して、環境影響評価の実施を要請しました。その後、部落長会で検討され部落長会会長より「この問題については、部落長会では取り扱わない。各集落個別の対応とする。」との回答がありました。また、平成19年8月に当時の部落長会会長へ可燃物処理施設に関する説明会の開催をお願いしましたが、前年同様の回答がありました。さらに平成23年1月の部落長会でも同様の内容が確認されたと聞いています。</p>
<p>そもそも環境影響調査は地区住民の十分な合意形成のもと実施すべきであり、またその結果を鳥取県環境影響審査会にはかり、知事が意見を述べるべきである。（反対する地区の調査を実施してそれを適切と評価し、知事が意見をいうというのはいかなるものかと思う。）</p>	<p>本事業における環境影響評価は、鳥取県の環境影響評価条例に基づき実施しています。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくものであり、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施しています。</p>
<p>ゴミ焼却場建設は決して国英地区だけの問題ではありません。考えられる影響について、プラスの面もマイナスの面もすべて西郷・散岐なども含めた河原町全域に向けてより詳細な説明をすべきだと私は思います。より住民の意見をとりいれるべきではないのでしょうか。</p>	<p>地元の皆様への説明については、地権者集落を優先して行っているところです。また、環境影響評価準備書に係る説明会は、本年4月21日に河原町中央公民館で開催したところです。なお、「国英地区地域振興推進本部だより」や本組合ホームページにおいて情報提供を行うとともに、河原総合支所内に、住民の皆様との窓口として、国英地区地域振興推進本部河原事務所を開設しています。</p>
<p>情報の提供や、調査地域が総べて狭い国英地区に限定されていて住民を納得させる十分なものとは云い難い。</p>	

(11) 情報公開等

意見概要	見 解
<p>積極的に情報公開・提供ということだが結論のみ情報提供、事後の情報公開である。 情報公開は、透明性、客観性、公正の確保が重要である。また、行政の判断に至る意思形成過程、他機関との折衝過程も（経緯）も情報公開してほしい。県との「事前協議」はどこまで進んでいるのか。説明会と称して行われるが、住民の意見交換の場が少ない。判断は誰がするのか。住民の判断を十分取り入れてほしい。</p>	<p>これまで、本事業の内容につきましては「国英地区地域振興推進本部だより」の発行のほか、本組合ホームページへの掲載、説明会の開催など広く情報提供を行っています。 本組合としては、今後も継続して情報公開や意見交換を行います。</p>
<p>31 p 情報公開について総括的事項として説明してあるが、「いつでも」「どこでも〔場所〕」「だれでも」「即時」には公開されず、また「説明責任」もあいまいで「経過説明」もない。 一部議員や、地域審議会委員にいち早く、くわしく情報が伝わる。住民にはおそく、1ヶ月も2ヶ月も経過してから伝わる。聞かないと教えてもらえない。 積極的な情報公開とは何なのか。すべて結果論のみである。タイミングも新聞、TV等に発表した後からである。市長（行政）は第4の権力とも言われるマスメディアを巧みに活用している。住民は言いたいことが多々あっても十分に活用できない。費用もない。 市の広報、情報は1市報、2市のHP、3公告、4広告、5議会、6審議会（各種委員会）、7TV、8ラジオ、9新聞、10週刊誌等、11市政提案箱、12地域住民懇談会等である。説明会も一通りの行政説明であり、それに対する質問時間が十分でない。東部行政管理組合も同じようだ。 （例 市庁舎立替問題、環境影響調査準備書についての説明会） 今後さらに積極的な情報提供をおねがいしたいところだが、情報公開、情報提供は偏らず公平にすること。判断は住民がすべきところも多いにあると思う。（総括事項Ⅱの2の8と重複）</p>	

(12) 訴訟関連

意見概要	見 解
<p>この事業は地元住民と裁判で争っている案件であるので、裁判が終わるまでは手続きを進めるべきでない。</p>	<p>東部圏域では、現在4つのごみ焼却施設が稼働していますが、いずれの施設も老朽化が進行しており、新しい施設の建設が急がれます。 東部圏域住民の皆様の生活を守るため、1日も早く、施設を建設したいと考えています。</p>
<p>ただ今、協定書に基づき裁判中です。裁判が終わるまで手続きを進めるべきではないと思います。</p>	
<p>焼却場の建設については地元住民が提訴している問題なので、裁判の結果がはっきりするまでは手続きを進めるべきではないと思います。</p>	
<p>この事業は地元住民と裁判で争っている案件であるので裁判が終わるまで手続きを進めるべきではない。</p>	
<p>1について現在裁判継続中であり、（平成23年12月16日第1回口頭弁論が行われ、平成24年5月18日現在で第4回の口頭弁論が行われている。）裁判決審まで事業の実施を中断すべきである。</p>	

(13) 健康影響について

意見概要	見解
<p>それは大きなニュースとなった東北の原子力発電所からの放射能漏出事件で、東北の作物が売れなくなった事からも容易に想像がつきます。そのほかにもゴミ焼却により発生する恐れがある浮遊粒子やダイオキシンは、環境ホルモンとして人体にも影響を与えるでしょう。</p>	<p>ダイオキシン類の国の基準では、耐容1日摂取量を体重1kg あたり4pg としています。これは人が毎日摂り続けても健康に害を及ぼさないとされる値であり、感受性が高い胎児への影響も踏まえて設定されたものです。一方で、環境省の資料によれば、平成 21 年度に日本人が毎日平均的に摂取している量は体重1kg あたり約 0.85pg-TEQ であり、耐容1日摂取量の5分の1程度となっています。このうち食べ物からの摂取量は約 0.84pg-TEQ/kg と最も多く、呼吸により大気中から摂取する量は 0.0090pg-TEQ/kg と非常に少ないものとなっています。</p>
<p>長年に渡り国英地区にゴミ焼却場を設けようとしてますが、地区住民の健康リスクが高すぎると思いませんか？</p>	<p>既に稼働を停止したクリーンセンターやずの操業時に測定したデータ（水質、土壌、煙突排ガス）をみると、いずれも環境基準や規制基準を満足する値となっており、健康に問題のない値となっています。</p>
<p>子供たちの健康への影響も心配される。</p>	<p>本施設では最新の排ガス処理設備により法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画しています。これに基づき予測を行った結果、本施設による大気質への影響は極めて小さいことを確認しています。</p> <p>また、既に稼働を停止したクリーンセンターやずの操業時に測定したデータ（水質、土壌、煙突排ガス）をみると、いずれも環境基準や規制基準を満足する値となっており、健康に問題のない値となっています。</p>

意見概要	見解
<p>「ごみを燃やす社会」山本節子著によればイギリスでは焼却炉の5 km 以内に住む子供たちの白血病とガンの罹患率が他地域の子供たちの2倍であるという研究成果がある。</p>	<p>山本節子著「ごみを燃やす社会」における記述では、「イギリスの環境保護活動家、ラルフ・ライダーから次のように始まるメールが届きました。」との記述に始まり、「2000年に出版されたイギリスの一般廃棄物焼却炉の研究によって、焼却炉の5キロ以内に住む子供たちの白血病とガンの罹患率が、他地域の子供たちの2倍であることがわかった。」と記述しています。つまり、著者は、出版元を明らかにしないまま、著者自身が受け取ったとする一通のメールを根拠にこれらの記述を行っています。</p> <p>また、仮に2000年に「イギリスの一般廃棄物焼却炉の研究」が存在するとするならば、その根拠となるデータは少なくとも2000年より2年から3年前のデータと想定されます。1997年（平成9年）から2000年（平成12年）は、日本において、これから本格的にダイオキシン類の対策を講じようとする時期に当たり、世界的には、1998年（平成10年）のWHO専門家会合で、「当面のTDI（ダイオキシン類の耐容一日摂取量）は4pg/kg/日」とした時期です。日本全体の一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量は平成9年では、5,000g/年であったが、平成22年では33g/年と約1/150になっています。このことから山本節子著「ごみを燃やす社会」が発刊された当時と現在では排ガス処理技術の水準に大きな差があり、現在のダイオキシン類を取り巻く状況には当てはまらないと考えます。</p> <p>現在のダイオキシン類の国の基準では、耐容1日摂取量を体重1kgあたり4pgとしています。これは人が毎日摂り続けても健康に害を及ぼさないとされる値であり、感受性が高い胎児への影響も踏まえて設定されたものです。一方で、環境省の資料によれば、平成21年度に日本人が毎日平均的に摂取している量は体重1kgあたり約0.85pg-TEQであり、耐容1日摂取量の5分の1程度となっています。このうち食べ物からの摂取量は約0.84pg-TEQ/kgと最も多く、呼吸により大気中から摂取する量は0.0090pg-TEQ/kgと非常に少ないものとなっています。</p> <p>また、このたびの環境影響評価の範囲については、大気質では、現況調査の範囲を約1km、予測評価の範囲を約5kmとしています。現地調査は、最大着地濃度地点が出現すると想定された約1kmの範囲を基本に、集落の状況等を考慮して設定しています。なお、調査結果をみると、地点による濃度の大きな差はみられないことから、この地域の現況濃度は基本的に一様であると判断しています。また、予測評価については、より広い約5kmの範囲としています。</p> <p>なお、現在の鳥取の癌の発症率については、環境影響評価とは異なる事項です。</p>

意見概要	見解
<p>5 キロ以内の焼却炉が設置してある住民は特に子供達の白血病やガン患者率が他の子供達の2倍という結果からして断固反対である。共に河原町住民の健康調査を実施するべきではありませんか！</p>	<p>(364 ページの見解をご覧ください。)</p>
<p>イギリスでは、焼却炉の 5km 以内に子供たちの白血病とガンの罹患率が、他地域の子供たちの2倍であるという研究結果があります。河原町住民の健康調査を行うべきではないですか。</p>	
<p>イギリスでは、焼却炉の半径 5 km 以内に居住する子供の白血病と癌の罹患率が、他の地域に居住する子供の2倍であるという疫学調査結果があるとのこと。今回の調査範囲は、気体の拡散予測状況が 2 km 円付近まで拡散しているにも関わらず、調査地点が国英地区に限定されているのはおかしい。 イギリスの例から見て 5 km 圏内の調査は必要と考えるが、気体の拡散を 2 km の範囲に予測しているならば、少なくともその範囲の調査は必要だと考える。特に子供たちへの影響が懸念される。大気質については、半径 2 km 圏内にある保育所や小学校、中学校においても大気調査の範囲に加えるべきだ。</p>	
<p>イギリスでは、焼却炉の 5 km 以内に住む子供たちの白血病とガンの罹患率が、他地域の子供たちの2倍であるという研究結果があり、一般的な健康診断だけでなく、より精度の高い検診を実施すべきではなかろうか。又、鳥取のガン発生率？も全国1位という事も併せ聞くに及び、地域毎のガン発症率を開示して頂かないと安心出来ないという思いがある。</p>	

(14) 説明会について

意見概要	見解
<p>4月21日の説明会は、行政側の説明は1時間25分でした。質疑の時間より説明時間の方が長かったです。まだ質問の手が挙がっていたのに会が打ち切られました。質問を受け付けないために説明時間を長くされたのですか。</p>	<p>住民説明会で行った説明については、環境影響評価について住民の皆様にご理解をいただくため、丁寧に説明を行いました。その後の質疑では、多くのご意見をいただき、活発な議論ができたものと考えています。</p>

(15) 風評被害

意見概要	見解
<p>“ゴミ焼却場がある町で育った作物”というだけで、買い手は減少し大きな風評被害を生む可能性があります。</p>	<p>現在、鳥取市で稼働しているごみ処理施設は、適切な運転管理をされており、周辺農家の作物の売り上げが低下するような現象は起こっていません。上記のごみ焼却施設周辺の住民のことを考えると、この度、提出されたこれらの意見については、記載すべきかどうか考えざるを得ませんでした。</p> <p>なお、全国の鮎の有名な河川の中には、本予定地と同じようにごみ焼却施設が川の近くに立地しているところがあります。例えば長良川については、岐阜市の450 t/日、郡上八幡市の37.5 t/日の施設があり、四万十川については四万十町で25t/日が稼働しておりますが、特に風評被害があったとは聞いていません。</p>
<p>都市計画という名のもとにゴミ焼却場の建設計画は進められていますが、そのことが河原町の利益になるとは思えません。むしろ建設されることによって、作物の売り上げの低下、新たな転入の減少等、考えられる影響はマイナスの面が目立つのではないのでしょうか。これでは建設に対して納得はできません。</p>	
<p>ダイオキシンなどの土壌汚染が発生すれば優良農地が失われます。風評被害により国英地区・散岐地区・八上地区・河原地区の農作物が売れなくなったら補償してくれるのですか。</p>	
<p>地区一帯は田園が広がり、米・野菜と多くの農産物を栽培している、目に見えない有害物質の為にこれらの農産物が汚染され出荷できない恐れもでてきている。鮎の町河原の鮎もまた同じ運命を背負っている。そしてそこに建つ道の駅、清流茶屋かわはらの名前も汚れてしまう。</p>	
<p>千代川は鮎の全国有名河川 16 のうちの1本にあげられている程の鮎の名川である。(つり人社 アユその生態と釣り 石田力三) 奈良朝廷に「火千年魚」(延喜式)として奉納された記録があり、江戸時代著された因幡誌には名物として記述されている。</p> <p>凄烈な水と良質な藻類を食餌として育った香り高く、食味の良好なことがこの名声を得ているもので、焼却炉から排出される各種物質が、水中、食餌に混入し、被害が発生する恐れはないか、風評被害でも起れば地元の誇る名物が消されることが杞憂されるが予測も影響調査もなされていない。</p>	

(16) その他

意見概要	見 解
<p>東郷地区（神谷工場）の住民の方が早く運転を終えてほしいと言われている理由は何ですか。</p> <p>東郷地区にある神谷工場では施設建設前に環境影響評価はしてありますか。実施してあるのであれば、運転開始後の追跡調査の結果は公表されていますか。近隣の住民は結果に不満を持たれていませんか。</p>	<p>住民との約束を基本に、クリーンセンターやずが平成21年6月に操業を停止し、撤去されているのと同様に、神谷清掃工場においても住民と約束をしているものと認識しています。</p> <p>また、神谷清掃工場においては、施設建設前に自主的な環境影響評価を実施しているほか、地元の住民の皆様からなる「神谷清掃工場運営協議会」という組織があり、そこに対して神谷清掃工場の環境調査結果の報告などを定期的に行われています。</p>
<p>東郷地区にある神谷清掃工場について施設建設前に環境影響評価はしてあるのか。</p> <p>実施しているのであれば運転開始後の追跡調査の結果は公表されているのか。</p>	
<p>平成22年度に旧三谷川河口部に設置された排水ポンプは、姫鳥線の影響のみを対象にしたものであり、工業団地やごみ焼却施設などの山林部の開発の影響は考慮されていません。今回の開発計画の中で調整池が計画されていますが、一定の雨量に対するもので千代川や八東川が洪水の影響で水位が高くなった場合には排水樋門が閉じられて、三谷川と旧三谷川の水流が出口を失い内水として溜まることとなります。水害に対してはどのように考えられていますか。排水ポンプを増やすべきではないのですか。</p>	<p>本事業では、調整池の貯留容量は、現行のため池の約1.4倍の調整機能を有する調整池を計画しています。なお、水害対策につきましては鳥取市の地域防災計画の中で検討されるものと考えます。</p>
<p>東部広域行政管理組合はゴミを減らそうと努力されていますか。その具体的な取り組みを示していただきたい。ゴミを減らすことが第一だと思います。</p> <p>事業系ゴミも一般ゴミと一緒に燃やすのですか。そうであれば、事業系ゴミの処理は事業者にさせるべきだと思います。</p>	<p>本組合は、構成市町と連携してごみの減量化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、事業系ごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があります。そのうち、一般廃棄物の処理については、市町村の責任であり、適切に処理するものです。</p>
<p>私は焼却場の建設に反対です。それは私だけではないと思います。あゆの町河原町の自然を壊さないでください。もっと一人一人の住民の意見に耳を傾けてください。</p>	<p>ご意見として掲載させていただきます。</p>
<p>環境アセスメントは、そこが適地かどうか調査をするもの。環境アセスをしたからといって、必ずそこに建設するものではない。</p> <p>私達に説明された、この言葉。</p> <p>市長、ここは適地ではありませんよ。</p>	
<p>絶対反対。地区住民の納得の行かないまま計画を押し進め、地区住民はその犠牲になれといわんばかりの政策はどう受け入れがたい。住民意見をないがしろにする行政手法も受け入れがたい。</p>	

意見概要	見解
<p>そもそも地元住民が反対しているところに建設するのは、反対です。</p>	<p>ご意見として掲載させていただきます。</p>
<p>行政が住民との約束を簡単に破るのであるなら、いくら環境・人体に影響は無い安全な施設であると説明されても、全く信用出来ませんし安全とは思えません。</p>	
<p>以前処理施設のあった場所の近く、地名でいうと同じ山手地内にあえて予定することは同地域の住民に対する差別であり負の負担の押し付けであり行政の公平さに欠ける。基本的な、権利が守られないことへのイカリ、ハラダチを訴えたい。 この事業を進めることを反対します。 同施設を同地域に再度建設することは断じて反対します。</p>	
<p>地区住民との対話不十分。環境影響調査実施についても地区住民は反対してきた。にもかかわらず平成22年6月1日から調査に入って、約9,700万円近く支払い、現在に至っている。</p>	
<p>国英気象観測所（旧国英小学校）における、昭和20年2月26日に積雪160cmであったという記録があるが、このような状況に対して、どのように対応策を取るのか、説明してほしい。</p>	<p>必要に応じて除雪作業を行うこととします。</p>
<p>「農業者戸別補償制度」の交付金の根拠ともなっている、集落の転作面積が40%を超えるものであること、について、郷原部落の総水田面積のうち地ノ谷に在る約45アールの転作地は、この計画により、総面積と転作面積を減少し、上記の条件の40%を下回ることとなる。 耕作希望面積について、部落内で若干の確執が過去に生じた経緯もあり、このような状況が生来されることは迷惑であるが、対応策はどう考えているか問いたい。</p>	<p>今後、対象となる関係機関及び集落と協議の上、検討いたします。</p>
<p>29ページ 番号10の事業者の見解 資料編（資5-1）はなんですか？資5-1は悪臭関連となっています。本文4-2も同じ。述べたいのは本文6-5地形地質のこと。</p>	<p>準備書及び準備書要約書の「第4章 1. 環境保全の見地に関する意見」の意見番号10に対する回答のなかで記載している“資料編（資料5-1）”は誤植のため、評価書4-2頁及び評価書要約書33頁において“資料編（資料6-1）”と修正しました。</p>
<p>資料編6-2p～8-2p それぞれパソコンで打ち出しても見えません。文字わかりにくい。A3判織り込みにして頂きたい。ボーリング調査結果は地層断面を見るのに重要。</p>	<p>地形・地質関連のボーリング調査結果は印刷後に文字等が分かるよう修正のうえ、評価書資料編（資料6-1）に記載しました。</p>
<p>計画地域には保安林があります。これは、土砂の崩壊その他の災害の防備等のために森林の機能を確保するため立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されているものです。このような特別な場所を開発する理由は何ですか。</p>	<p>保安林での工事の実施に際しては、災害防止のための適切な対策を講じます。</p>

意見概要	見解
<p>本文3-11 図3-1.6「千代川水系と対象事業実施区域」で東部一円不要。対象事業実施区域の拡大図が必要。(少なくとも河原地域。)また、凡例で、砂防指定地の値は地では。 本文3-11凡例の地すべり、急傾斜もそれぞれ「地」とか「地区」とか「区域」が必要では。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、評価書3-11頁の図3-1.6において、対象事業実施区域周辺の拡大図を併せて記載しました。 また、評価書では凡例の名称についても出典どおりに修正しました。</p>
<p>28p、本文3-11、本文3-116 「方法書に対する環境保全の見地からの意見の概要」の2、.本文3-11p部分拡大図(河原地区)で、砂防指定地、地すべり地区、急傾斜地区を表示してほしい。 土砂災害警戒区域に土石流危険渓流Iとして、千代川支流福和田谷川有り、また千代川支流柏谷川も危険渓流であり、柏谷川は砂防指定地でもあるのではないのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、評価書3-11頁の図3-1.6において、対象事業実施区域周辺の拡大図を併せて記載のうえ、砂防指定地、地すべり地区、急傾斜地を表示しました。</p>
<p>116p 図7-2-1.2「現地調査地点」の②の位置は図の欄外にかかっても赤丸で表示してほしい。わかりにくい、不親切。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、評価書7-168頁(図7-2-1.2現地調査地点)で②の位置について、赤丸で分かりやすく表示しました。</p>
<p>本文7-107、7-108 末尾2行目「・・・現地調査地点(地点A)」としてあるが7-108Pの図にはない。</p>	<p>予測地点とした地点Aは、準備書7-107頁の文章に記載しており、予測範囲を準備書7-108頁に記載しています。地点Aの予測地点については、結果と併せて、準備書7-113頁に図示しましたが、評価書7-111頁の予測範囲図のなかで現地調査地点(地点A)の位置が分かる記載としました。</p>
<p>29p 番号10「土壌」・・・事業者の見解欄資料編(資料5-1)とは・・・要約書29P、本文4-2は同一のもの。要は資6-1p～資7-1pまでと本文3-116pの関連を知りたい。</p>	<p>準備書及び準備書要約書の「第4章 1. 環境保全の見地に関する意見」の意見番号10に対する回答に記載の“資料5-1”は誤植のため、評価書において“資料6-1”と修正しました。 また、準備書資料編(資料6-1)に記載のボーリング調査については、事業計画を作成するにあたっての基礎資料とするほか、敷地造成に伴う影響を事前に把握するために実施したものであり、準備書3-116頁(土砂災害危険箇所等位置図)との関連はありません。</p>
<p>本文3-11pを拡大、本文3-112のようにしてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、評価書3-11頁では、対象事業実施区域周辺の拡大図を併せて記載しました。</p>

意見概要	見 解
番号10「土壌」について・・・132 p (ページ) の図でボーリング地点4のうちNO1、NO2、NO4の3地点が山田なのはなぜか。また対称区域内の中央付近に調査地点がないのはなぜか。ボーリング箇所が偏っている。(参考 7-191 p~193)	ボーリング調査については、谷部となる部分(No. 1、No. 2、No. 4)及び将来の造成地盤高さ(No. 3)を踏まえて調査地点を設定しました。
143 p ②植生の状況末尾に「なお、各群落の詳細については資料編に示すとおりである。」を加えるべきではないのか。また、資料編のページを入れるべき。不親切。	ご指摘を踏まえ、評価書7-214頁及び評価書要約書149頁において「なお、各群落の詳細については資料編(資料8-2、資料8-3)に示すとおりである。」と表記しました。
153 p 図7-4-1. 5植生図の凡例wの色開放水域とは何か。色の位置なし。不要では。図7-4-1. 5凡例w不要では(同上)	ご指摘を踏まえ、評価書7-225頁及び評価書要約書159頁において図面上の“W”が分かるような表示に修正しました。
169 p ②ツキノワグマ追加調査結果の末尾「・・・出沒していたものと考えられる。」追加。	ご指摘を踏まえ、評価書7-251頁及び評価書要約書176頁において記載を修正しました。
173 p ウ ホタル類生息環境調査末尾に「なお、各地点における産卵環境調査結果は資料編(9-7~)に示すとおりである。」を加える。資料編のページを入れるべき。	ご指摘を踏まえ、評価書7-264頁及び評価書要約書183頁において、「なお、各地点における産卵環境調査結果は資料編(資料9-7)に示すとおりである。」と表記しました。
189、190 p 現況→造成後 192、196 p 現況→施工時、造成時→供用時 201 p 現況→工事の実施時→供用時わかりにくい。	本事業における環境影響評価は、鳥取県環境影響評価条例及び同技術指針に準拠して行っており、環境影響要因として、造成工事による影響と建設機械稼働の影響を区分して扱っています。造成後とは、造成工事の終了後における改変影響の変化をみるものであり、施工時とは造成工事に限定せず、土木工事、建築工事、設備工事なども含めた建設機械の稼働による影響のように、工事期間全体にわたり影響が及ぶ場合を考えています。
191 p・195 p・196 p・7-291 p ことばのあやで、生息状況が、「現況」→「造成時」・「施行時」→「施工後」→「供用時」理解しにくい。不親切。	
175 p ⑦第2回自然環境保全基礎調査というのは、すでに第4回が行われている。 30年も前のデータを参考にするのか。	自然環境保全基礎調査は項目によっては第6回までの調査結果が公表されています。注目すべき種の選定根拠は、第2回自然環境保全基礎調査にて定義されていることから、これを出典として記載しています。
183 p (イ) 周辺約1.5 kmの末尾「・・・現在の状況とほぼ同様の環境で構成される。」とあるが、隣接地に工業団地が造成されてもほぼ同様の環境で構成されるのか。「ほぼ」、とか「多少」というあいまいさでは納得できない。	本環境影響評価は、ごみ焼却施設の建設に係る影響を予測評価するものです。現在鳥取市が進めている工業団地の整備事業については、環境影響評価の対象事業ではありません。
フクロウについて・・・183 p・樹林地の変化、188 p・工業団地の縄張りに留意、193 p・199 p・202 p・208 p・246 p・247 p・254 p・7-288 p・10ha減少7-404 p・7-405 p 工業団地への移動図。フクロウについてこれだけ関連ページをみなければ状況が判断できないとは。まったく素人には理解できない(以下関連ページをみるのがしんどい。)	鳥取県環境影響評価技術指針に基づき、大きく、“工事の実施時”及び“施設の存在・供用時”に分けており、さらに“工事の実施時”では、造成工事の実施に伴う影響及び工事の実施による騒音振動の影響の観点を分けて記載しています。

意見概要	見解
220、221 p 表7-4-3. 5、表7-4-3. 6の注) は不明、選定基準は表7-4-3・4では。	ご指摘を踏まえ、評価書7-362～364頁の表7-4-3. 13、15、17、評価書要約書243～244頁の表7-4-3. 9～11において記載を修正しました。
140～238 p まで 植物、動物、水生生物の区分け説明がしてあるが理解しにくい。一覧表にして個々の説明ができないものか。例えば下記表の様に。調査地点等もいれるとなお良い。(242 p 図)	本環境影響評価は、鳥取県環境影響評価条例及び同技術指針に基づき実施しており、記載内容についても本技術指針に基づいたものとしています。
賛成住民のごく一部が京都まで出かけ視察、食事時間のほうが多いくらいであったようだ。また河原地域審議会メンバーが高松市まで14名で出かけられているが、何を検討視察したのか議事録もない。	住民の皆様に、最新のごみ焼却施設を熱心に視察していただきました。

第15章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成24年10月31日付第201200119612号で通知された準備書に対する鳥取県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る
環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について

（通知）

本事業は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町によって構成される一部事務組合である鳥取県東部広域行政管理組合が、鳥取県東部圏域の老朽化したごみ焼却施設（4施設）の更新を行うとともに施設の集約化を図ることを目的として、鳥取市河原町山手他に、1日当たり処理能力270トンの可燃物処理施設を建設しようとするものである。

ごみ焼却施設は公益性が高い施設ではあるが、一般的に周辺環境への影響が大きい施設であることから、環境影響について科学的・客観的に調査・予測・評価を行った上で、周辺住民等の理解を得ることが重要である。

そもそも環境影響評価制度とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度である。

しかしながら、この計画においては、施設の処理方式が現時点では決定しておらず、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討しており、環境影響評価手続は1方式に絞らずに進められているところである。

また、事業実施区域の隣接地において、鳥取市による工業団地の整備事業が進捗していることや、本事業に対し、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が認められる。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて準備書の修正を行って環境影響評価書を作成し、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

知事意見（前文）に対する事業者の見解

現在、鳥取県東部圏域には、4つの可燃物処理施設が稼働していますが、これらの施設は平成16年に行われた市町村合併以前の自治体のごみを焼却していた施設であり、特にその中で最大規模の鳥取市神谷清掃工場は稼働開始以降20年程度経過し、設備装置の老朽化が問題となっています。

また、他の施設についても稼働開始後14～18年経過しており、これらの施設についても老朽化の進行が進んでいる状況にあります。

本事業は、上記の老朽化したごみ焼却処理施設の更新を行うとともに、「ごみ処理の広域化計画」（鳥取県）及び「ごみ処理広域化実施計画」（東部広域）に基づき、施設の集約化を図ることを目的としています。

また、本計画では、現時点で施設の処理方式が決定しておらず、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討していることから、予測は、メーカーへのヒアリング結果に基づき、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので実施しました。また、大気質、悪臭、土壌汚染など、住民の方に関心の高い項目については、想定している3つの処理方式で予測を行っています。

その結果、いずれの方式になった場合でも、環境保全目標を満足することを確認しており、本事業による環境への影響は極めて小さいことを確認しています。

情報公開の観点からは、本事業の内容につきまして本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載、説明会の開催、「国英地区地域振興推進本部だより」の発行等、広く情報提供を行っており、本組合としては、今後も継続して情報公開や意見交換を行います。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、以下の回答に示すと通りの処置を講じます。

1 総括的事項

(1) 把握した環境保全上の見地からの住民意見に対しては、十分な説明及び誠意ある対応を行うとともに、周辺住民等に対して本事業の情報公開に積極的に努めること。

事業者の見解

本事業の内容につきましては、以下のとおり、条例に基づく説明会のほか、本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載、「国英地区地域振興推進本部だより」の発行等、広く情報提供に努めてまいりました。

- ・鳥取市報（平成24年4月号）に準備書の縦覧期間、住民説明会開催日を掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」（平成24年4月発行）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・地元新聞（平成24年4月13日付）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・鳥取県、鳥取市及び本組合のホームページに縦覧期間、説明会開催日を掲載
(平成24年4月13日)
- ・準備書の縦覧及び本組合ホームページに図書全文を掲載（平成24年4月13日～5月14日）
- ・住民説明会の開催（平成24年4月21日）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価準備書の概要説明（平成24年5月24日）
- ・地権者集落5集落で説明会等の開催（平成24年8月8日～8月21日）
 - ・本組合ホームページに「準備書に対する住民意見概要書及び事業者の見解について」を掲載
(平成24年8月21日発行)
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に環境影響評価の手続き経過及び準備書に対する主な意見を掲載（平成24年8月24日発行）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価の経過、準備書に対する主な意見について説明
(平成24年8月28日)

また、準備書に対する意見を含め、これまで住民の皆様から頂いた環境保全の見地からの意見につきましては、可能な限り対応していきます。

さらに周辺の住民等の皆様に対する本事業の情報公開については、次の方法等により積極的に行ってまいります。

- ・本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載
- ・鳥取市報への掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に掲載し、河原町の全戸に配布
- ・地権者集落をはじめとする関係集落等における説明会の開催
- ・報道機関への情報提供
- ・その他機会を捉えて情報提供

(2) 現時点で廃棄物の焼却処理方式が決まっていないことから、処理方式及び関係する諸元等を評価書提出までに決定し、その予測評価結果を準備書での予測評価結果と比較・検証すること。

評価書提出までに処理方式の決定が困難な場合は、その理由を明らかにするとともに、決定のプロセス及び方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法について明らかにすること。

なお、いずれの場合でも、準備書の予測評価結果との比較・検証により、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、知事と協議の上適切な対応をとること。

事業者の見解

現在、処理方式及び処理方式に対する条件等を検討するため、作業を進めているところですが、環境影響評価書提出までに、処理方式を決定することは困難です。

また、ごみ焼却施設を建設することができるメーカーは、各メーカーとも主たる処理方式又は多くの実績がある処理方式は、概ね1つ又は2つ程度であり、処理方式を決定することは、メーカーを決定することに直結します。そのため、処理方式の決定については、慎重にかつ公正公明な立場に立って、鳥取県東部圏域の一般廃棄物処理に適した処理方式を決定し、その公表時期についても慎重に選択した上で、公表する必要があります。

以上のことから、処理方式決定までに一定の期間を要するため、環境影響評価書提出時までに決定することはできません。

処理方式の決定については、焼却灰の処理方法等にも大きく左右されますが、決定のプロセスの詳細について、「第2章 事業の目的及び内容」(評価書2-6頁及び評価書要約書6頁)に記載しました。

本評価書と焼却方式を決定した際の比較に関しては、本評価書は、ストーカ方式、ストーカ+灰溶融方式、ガス化溶融方式で最も影響が大きいと考えられるデータをもとに予測及び評価を行っており、排ガス量が少なくなる処理方式を採用した場合、本計画値よりも緩やかな計画値を採用する結果になります。これについては、処理方式が決まった段階において、廃棄物処理法に基づき、予測評価結果の縦覧を行うとともに、住民の皆様からのご意見を再度伺います。これらの内容については前記(1)の後段に記載した方法等により情報提供をしていきます。

なお、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、鳥取県と協議の上適切な対応を講じます。

(3) 環境影響評価の予測に際し、隣接する工業団地（造成、取付け道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、関係地方公共団体等からの情報収集の結果を明らかにした上で、判明した将来の環境状態を勘案して、予測評価を実施すること。

事業者の見解

隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、鳥取市から情報収集を行い、その結果を評価書 2-30 頁及び評価書要約書 30 頁に記載しました。

また、情報収集の結果に基づき、予測評価が可能な評価項目として、本事業の供用時における車両の走行による影響、工業団地の存在に伴う景観変化の影響、造成工事に係る動植物に係る影響を選定しました。車両の走行による影響については、その結果を「第 7 章 7-1-1 大気質」（評価書 7-61 頁、62 頁及び評価書要約書 72 頁、73 頁）、「第 7 章 7-1-2 騒音」（評価書 7-119 頁及び評価書要約書 94 頁）及び「第 7 章 7-1-3 振動」（評価書 7-148 頁及び評価書要約書 108 頁）に、景観変化の影響については、「第 7 章 7-5-1 景観」（評価書 7-436 頁～443 頁及び評価書要約書 284 頁～291 頁）に、造成工事に係る動植物に係る影響については、「第 7 章 7-4-1 植物」（評価書 7-231 頁及び評価書要約書 165 頁）、「第 7 章 7-4-2 動物」（評価書 7-309 頁及び評価書要約書 212 頁）及び「第 7 章 7-4-3 水生生物」（評価書 7-386 頁及び評価書要約書 256 頁）に記載しました。また、情報収集の結果、判明した将来の環境状態及びそれを踏まえた予測評価の方針並びに条件設定の詳細については、資料編（資料 12-1 隣接する工業団地造成事業を踏まえた複合影響の予測に係る条件設定）に示しました。

(4) 直近民家や学校など環境保全に関し特に配慮を要する施設については、準備書に記載のある事業実施区域の周辺の範囲において、環境影響に関する予測評価及び環境保全措置等を明らかにすること。

事業者の見解

環境保全に関し、特に配慮を要する代表的施設である北東側の直近民家において、排ガス予測、騒音等の項目について予測評価を行い、その旨を「第 7 章 7-1-1 大気質」（評価書 7-76 頁～7-78 頁及び評価書要約書 76 頁～78 頁）、「第 7 章 7-1-2 騒音」（評価書 7-115 頁、124 頁及び評価書要約書 92 頁、95 頁）及び「第 7 章 7-1-3 振動」（評価書 7-144 頁、150 頁及び評価書要約書 106 頁、109 頁）に記載しました。

また、直近民家以外の特に配慮を要する施設として、計画地周辺に位置する老人ホーム、小学校、保育園及び中学校を設定し、これら施設において煙突排ガスの予測評価を行い、その結果を評価書の「第7章 7-1-1 大気質」（評価書7-83頁、84頁及び評価書要約書79頁、80頁）に記載しました。また、これらの要配慮施設については、大気調査、土壌調査等を平成24年度内に行い、調査結果について本組合ホームページ等に掲載するとともに、鳥取県に報告いたします。施設建設後は、本事業による影響を確認するため、同一地点において同一の項目の調査を実施します。

（5）事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、調査項目・地点・期間・頻度など全般について、適切に設定されているか再確認し、必要に応じて見直すこと。

なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられるため、特に留意すること。

また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、住民意見等を勘案して実施するよう努めること。

これらの調査結果については、わかりやすく取りまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。

事業者の見解

事後調査項目及び調査地点については、施設建設前のデータと施設建設後のデータを比較することにより対策を講ずる必要性を判断することになると考えており、新たに評価書で追加した要配慮施設も含めて設定しました。なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられることも考慮のうえ、適切に設定しました。詳細については、「第10章 事後調査の内容」（評価書10-2頁～5頁、評価書要約書309頁～312頁）に示すとおりです。

本組合は、現在、管理運営している鳥取県東部環境クリーンセンターにおいても地元により設置された公害監視委員会に情報提供しており、廃棄物行政を担うものとして信頼関係を保っているところであり、本事業につきましても、環境面の監視委員会等の設置への協力や設置された委員会への情報提供に努めて参ります。

施設の供用後に実施する環境モニタリングについては、地元住民との定期的な協議を踏まえ、信頼関係の醸成に努めつつ、計画的に実施していきます。なお、住民への情報提供の観点から

は、現在稼働しているごみ焼却施設の中で最大の処理能力を有する鳥取市神谷清掃工場につきましても、地元住民との信頼関係を構築している鳥取市と協働のうえ、新たな可燃物処理施設についても、同様に信頼関係を構築していきたいと考えています。調査結果につきましては、分かりやすくとりまとめ、鳥取県に報告するとともに、本組合ホームページへ掲載する等、(1)の後段に記載した方法等により、今後も積極的な情報公開に努めていきます。

(6) 公害防止に係る計画目標値の設定については、目標設定にいたる検討の経緯及びその根拠を明らかにすること。

事業者の見解

公害防止に係る計画目標値の設定については、本組合内に設置している可燃物処理施設整備検討委員会において検討を行った結果にもとづき、設定したものです。また、施設の維持管理上可能な限り抑制することを前提に、下記のデータを参照して設定しました。

詳細については、資料編（資料1-1 公害防止に係る計画目標値の設定の考え方）に示すとおりです。

- ・対象事業実施区域に適用される規制基準
- ・24時間稼働の神谷清掃工場の管理基準、ほうきリサイクルセンター地元協定目標値、米子市クリーンセンター性能値
- ・近年建設された施設の公害防止基準（排ガス）

なお、本事業に適用される基準として、「環境基本法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「鳥取市景観形成条例」が該当していますが、「振動、悪臭」については、法や県条例における地域指定を受けていません。しかしながら、地域の環境保持のため、施設の維持管理上可能な限り抑制する観点にもとづき、設定しています。

(7) 自然災害や異常発生時等において、事業実施区域外への環境汚染物質の漏えい等を想定し、迅速かつ適切に対応できるようなマニュアル等を策定すること。

事業者の見解

事故等に係る対応マニュアルについては、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成18年12月25日、環境省廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、策定していきます。

また、策定に際しては、既存の工場で用いているマニュアルや運用実態、他事例も参考にします。

なお、東日本大震災の対応を踏まえ、上記の指針に変更等が行われた場合には、その内容を踏まえ、再検討を行います。

(8) 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。

事業者の見解

今後事後調査やモニタリングを行っていくなかで、新たに環境への影響を及ぼすことが予測される場合には、関係公共団体である鳥取市と鳥取県に報告するとともに、専門家と協議を行いつつ適切な措置を講じます。

(9) 事業者から提出された、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討し、評価書に記載すること。

事業者の見解

本組合が取りまとめて提出した、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討のうえ、その内容について「第14章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解」(評価書14-1頁～38頁、評価書要約書334頁～371頁)に記載しました。

(10) 準備書全般において、説明が不足しているもの、単位の記載誤り等が散見されるため、評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。
また、方法書からの変更箇所について、漏れないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにすること。

事業者の見解

評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めました。

また、方法書からの変更箇所について、漏れないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにし、その旨を評価書の「第13章 方法書の記載事項の修正の内容」(評価書13-1頁～19頁、評価書要約書315頁～333頁)に記載しました。

2 個別事項

(1) 大気質について

予測評価で用いた式が、地形の地域特性等を十分に考慮した結果、用いた式であることの根拠及び予測に用いた気象データの妥当性について明らかにするとともに必要な場合は見直し、見直した際は本予測式を用いて行った他の評価項目についても再度、予測・評価を実施すること。

事業者の見解

煙突排ガスの拡散計算式は、プルーム式及びパフ式を用いて、コンピュータシミュレーションにより行っています。この式は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）に記載されているものであり、また多くの環境影響評価事例で用いられている実績のある式であるため、適切なものと考えます。また、予測に用いた気象データについては、気象の異常年検定を行い、予測に用いる気象データが異常でないことを確認しているほか、地上気象と上層気象の類似性の妥当性について確認し、その旨について資料編（資料 2-1 気象の異常年検定結果及び地上気象と上層気象の類似性）に記載しました。

また、準備書段階では気象の現地調査結果を踏まえ、予測対象範囲内を一律に平坦地形とみなした予測評価を行いました。対象事業実施区域南東側の一部地域（最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍の範囲）で標高の高い（煙突実体高さを上回る）地形もみられることを踏まえ、地形を考慮した断面予測を行い、その影響を明らかにしました。その詳細については、資料編（資料 2-7 地形を考慮した施設排ガスの予測結果）に記載しました。

(2) 大気質、騒音・振動について

大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、ひとつの調査等項目に複数の環境影響要因（「建設機械の稼働」と「資材運搬等の車両の走行」等）が同時期に存在する場合は、それぞれの環境影響要因による影響を合成した予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

大気、騒音・振動の環境影響評価項目については、影響要因（「建設機械の稼働」と「資材運搬等の車両の走行」等）毎に予測項目の指標が異なることから、影響の合成を行った適切な予測評価は難しいと考えます。

ただし、参考値として、項目毎に予測値を合成した結果を資料編（資料 12-2 同一調査項目の観点から見た影響要因毎の複合影響）に記載しました。

(3) 騒音について

ア 事業実施区域は、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用される地域であり、施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、その規制値を超えることから、関係する記載内容を修正の上、適切な環境保全措置を検討し、再評価すること。

事業者の見解

事業実施区域は、「鳥取県公害防止条例」第58条に規定する深夜騒音規制（45デシベル）が適用される地域であり、準備書で記載した施設の稼働に伴う騒音の予測結果（48デシベル）では、その規制値を超えることから、環境保全目標等の関係する記載内容を修正のうえ、適切な環境保全措置を検討し、再評価を行いました。その内容について「第7章 7-1-2 騒音」（評価書7-124頁～129頁及び評価書要約書95頁～100頁）に記載しました。

イ 騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、評価すること。

事業者の見解

騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、現状騒音レベルからの増加量を明らかにしたうえで、評価を行いました。その内容を「第7章 7-1-2 騒音」（評価書7-109頁、115頁、119頁、124頁及び評価書要約書91頁、92頁、94頁、95頁）に記載しました。

(4) 悪臭について

施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設を明らかにするとともにその選定理由を明らかにすること。

事業者の見解

施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設については、処理能力が同等もしくはそれ以上の複数の類似工場における測定結果を基本にしていることから、その内容及び選定理由を明らかにし、その旨を資料編（資料5-2 予測条件に用いた類似施設の概要）に記載しました。

なお、対象事業実施区域は、特定悪臭物質濃度及び臭気指数に係る規制区域に指定されておりません。

(5) 土壌について

土壌の現地調査地点については、必要に応じて大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮した上で最大着地濃度出現地点付近にも設定すること。

また、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行い評価すること。

なお、上記11で大気質の予測式を見直した場合は、その予測結果を考慮すること。

事業者の見解

土壌の事後調査地点については、大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮したうえで、最大着地濃度出現地点付近も設定しました。また、本地点では現況調査がなされていないことから、供用前の段階にも追加で調査を行うこととしました。また、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行ったうえで評価しました。その内容を評価書「第7章 7-3-2 土壌」（評価書7-201頁～205頁及び評価書要約書144頁）に記載しました。

なお、前述の「(1) 大気質について」の“事業者の見解”において、地形を考慮した断面予測を行う等、一部大気質の予測式の見直しを行ったことに伴い、その予測結果を踏まえた地点についても新たに土壌中のダイオキシン類濃度の事後調査地点並びに供用前の事前調査地点として設定しました。また、これらの内容を「第10章 事後調査の内容」（評価書10-4頁及び評価書要約書311頁）に記載しました。

(6) 水質について

ア 用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにすること。

事業者の見解

用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにし、その旨を「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-23頁及び評価書要約書23頁）に記載しました。

イ 地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について説明すること。

事業者の見解

地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について、耐震性の関連、設計面の観点から説明を行い、その旨を「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-19頁、20頁及び評価書要約書19頁、20頁）に記載しました。

(7) 植物、動物、生態系について

ア 植物・動物、生態系の環境保全措置については、それぞれの特性や環境変化とそれに伴う影響に関する科学的知見が不足していたり、地域による違いが大きいなど不確実性が高いことから専門家等の指導や助言を得て進めるとともに、必要に応じてその事後調査の内容・期間等を見直すこと。なお、次の2点については、特に配慮すること。

事業者の見解

植物・動物、生態系の環境保全措置については、必要に応じて専門家等の指導や助言を得て進めます。また、事後調査の内容・期間等について見直しを行い、その結果を「第10章 事後調査の内容」（評価書10-2頁、4頁及び評価書要約書309頁、311頁）に記載しました。

イ カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）についても、専門家等の指導や助言を得て検討すること。

事業者の見解

カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）について、専門家等の指導や助言を得て検討のうえ、移植後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施することとし、供用後3年の段階で事後調査結果を検証するものとししました。その旨を評価書「第7章 7-4-2 動物」（評価書7-309頁及び評価書要約書212頁）及び「第8章 環境保全措置」（評価書8-4頁）に記載しました。

ウ ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、最大限の回避・低減を図り、どうしても回避・低減が難しい場合は専門家に相談し、保護を図るための代替策を検討すること。

事業者の見解

ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含めるものとし、生育箇所を保全します。どうしても回避・低減が難しい場合（直接的な改変を回避できない場合）も存在することから専門家に相談のうえ、保護を図るための代替策として、工事実施時に表土を保管し、造成後の覆土に用いるなどの保全措置を講じるものとし、その旨を「第7章 7-4-1 植物」（評価書7-231頁及び評価書要約書165頁）及び「第8章 環境保全措置」（評価書8-3頁）に記載しました。

エ 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されている。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正するとともに、必要に応じて予測・評価及び環境保全措置等を行うこと。

事業者の見解

環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されています。

現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正しました。修正した内容は、評価書「第7章 7-4-1 植物」（評価書7-218頁～219頁及び評価書要約書153頁、154頁）、「第7章 7-4-2 動物」（評価書7-271頁～279頁及び評価書要約書188頁～191頁）及び「第7章 7-4-3 水生生物」（評価書7-361頁～364頁及び評価書要約書243頁、244頁）に記載しました。

(8) その他について

準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施すること。

事業者の見解

準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施します。ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線など交通安全施設が整った主

要幹線道路の走行を基本とし、集落内のごみ収集に伴う車両の走行については、歩行者に十分注意するよう収集運搬の責任者に申し入れします。

第16章 準備書の内容を変更した事項

準備書に対する意見書及び県知事意見の内容等を総合的に検討のうえ、準備書の内容を変更した事項は次のとおりです。

表 16-1(1) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
第2章 事業の目的及び内容 2-2 事業の内容	2-2-3 対象事業の規模	知事意見の内容を踏まえ、ごみ処理方式の決定プロセスの詳細について記載しました。	評価書 2-6 頁 要約書 6 頁
	2-2-4 対象事業実施区域の位置	知事意見の内容を踏まえ、本事業の実施区域の位置図に、隣接する工業団地計画区域を追記しました。	評価書 2-8 頁 要約書 8 頁
	2-2-5 対象事業の内容	評価書時点で土地利用計画の一部の見直しを行ったことに伴い、土地利用区分毎の区域面積を変更しました。	評価書 2-10 頁、11 頁 要約書 10 頁、11 頁
		知事意見の内容を踏まえ、公害防止に係る計画目標値の騒音について、深夜騒音規制（45 デシベル）が適用されることを踏まえ、修正を行いました。また、目標設定に至る検討の経緯については資料編（資料 1-1）に記載しました。	評価書 2-17 頁 要約書 17 頁 資料編資 1-1 頁
		知事意見の内容を踏まえ、水質汚濁防止対策について、ごみピット等からの漏水による地下水汚染防止の観点から、コンクリートの厚み等のごみピットの構造について明らかにしました。	評価書 2-19 頁 要約書 19 頁
		知事意見の内容を踏まえ、事故等に係る対応マニュアルの作成にあたっての考え方を明らかにし、その内容を記載しました。	評価書 2-20 頁 要約書 20 頁
		知事意見の内容を踏まえ、用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水に係る想定水量・放流水質及び水処理施設の概要をフロー図等により明らかにし記載しました。また、雨水については、調整池より河川までのフロー図を記載しました。	評価書 2-23 頁 要約書 23 頁
		知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、鳥取市からの情報収集の結果を明らかにし、その内容を記載しました。	評価書 2-30 頁 要約書 30 頁 資料編資 12-1 頁～5 頁
第3章 事業実施区域及びその周囲の概況 3-1 自然的状況	3-1-2 河川、湖沼、海域の状況	準備書に係る意見書の内容を踏まえ、千代川水系と対象事業実施区域を記載した図中に、対象事業実施区域周辺の拡大図を記載しました。	評価書 3-11 頁
第3章 事業実施区域及びその周囲の概況 3-3 環境関連法令	3-3-1 環境基準及び公害防止に係る地域の指定の状況	知事意見の内容を踏まえ、深夜騒音の規制基準に係る区域区分において、対象事業実施区域が、“その他の区域”に該当する旨を記載しました。	評価書 3-91 頁

表 16-1(2) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
第4章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解	—	準備書に係る意見書の内容を踏まえ、意見番号10の事業者見解について、資料編（資料5-1）が誤植であったことから、資料編（資料6-1）に修正しました。	評価書 4-2 頁 要約書 33 頁
第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-1 大気環境	7-1-1 大気質 1. 調査	知事意見の内容を踏まえ、評価書の記載内容について可能な限り分かりやすくするため、現地調査結果の表中に、年間平均値を太枠表示にする等の工夫を行いました。	評価書 7-17 頁～25 頁、 評価書 7-27 頁 要約書 56 頁～62 頁、 要約書 64 頁
	7-1-1 大気質 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、供用時における車両の走行による影響について予測評価を行いました。予測は、将来一般交通量について、河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加えたものを基本に行いました。	評価書 7-59 頁
	7-1-1 大気質 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、対象事業実施区域南東側の一部地域で標高の高い地形もみられることから、地形を考慮した断面予測を行い、その内容を記載しました。	評価書 7-63 頁 資料編資料 2-94～100 頁
	7-1-1 大気質 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、環境保全に関し特に配慮を要する代表的施設である北東側の直近民家において、排ガス予測の項目について予測評価を行い、その旨を記載しました。また、直近民家以外の特に配慮を要する施設として、計画地北側、北西側、南西側のそれぞれに位置する老人ホーム、小学校、保育園のほか、計画地北西側に位置する中学校の計4カ所を設定し、これら施設において煙突排ガスの予測評価を行い、その結果を記載しました。	評価書 7-76 頁～78 頁 評価書 7-83 頁、84 頁 要約書 76～80 頁
	7-1-1 大気質 3. 環境保全措置	ごみ収集車両については、運搬車両のハイブリッド化等を進める旨の保全措置について追記しました。	評価書 7-91 頁 要約書 82 頁
	7-1-2 騒音 1. 調査	知事意見の内容を踏まえ、深夜騒音の規制基準に係る区域区分において、対象事業実施区域が、“その他の区域”に該当する旨を記載しました。	評価書 7-105 頁
	7-1-2 騒音 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、現状騒音レベルからの増加量を明らかにしたうえで、評価を行いました。	評価書 7-109 頁 評価書 7-115 頁 評価書 7-119 頁 評価書 7-124 頁 評価書 7-128 頁 評価書 7-129 頁 要約書 91 頁 要約書 92 頁 要約書 94 頁 要約書 95 頁 要約書 99 頁 要約書 100 頁

表 16-1(3) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-1 大気環境	7-1-2 騒音 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、供用時における車両の走行による影響について予測評価を行いました。予測は、将来一般交通量について、河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加えたものを基本に行いました。	評価書 7-119 頁 要約書 94 頁
	7-1-2 騒音 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、環境保全に関し特に配慮を要する代表的施設である北東側の直近民家において予測評価を行い、その旨を記載しました。	評価書 7-115 頁、124 頁 要約書 92 頁、95 頁
	7-1-2 騒音 4. 評価	知事意見の内容を踏まえ、環境保全目標（施設の稼働による騒音）について、深夜騒音規制（45 デシベル）が適用されることを踏まえ、修正を行いました。	評価書 7-127 頁 要約書 98 頁
	7-1-3 振動 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、環境保全に関し特に配慮を要する代表的施設である北東側の直近民家において予測評価を行い、その旨を記載しました。	評価書 7-144 頁 評価書 7-150 頁 要約書 106 頁 要約書 109 頁
	7-1-3 振動 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、供用時における車両の走行による影響について予測評価を行いました。予測は、将来一般交通量について、河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加えたものを基本に行いました。	評価書 7-148 頁 要約書 108 頁
	7-1-4 悪臭 2. 予測	知事意見の内容を踏まえ、施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設については、処理能力が同等もしくはそれ以上の複数の類似工場における測定結果を基本にしていることから、その内容及び選定理由を明らかにし、その旨を資料編（資料 5-2 予測条件に用いた類似施設の概要）に記載しました。	評価書 7-161 頁 資料編 資 5-3
第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-2 水環境	7-2-1 水質 1. 調査	準備書に対する意見書の内容を踏まえ、現地調査地点のうち、千代川下流 1 地点について、赤丸で分かりやすく表示しました。	評価書 7-168 頁 要約書 122 頁
	7-2-1 水質 1. 調査	文献調査結果において、千代川で大腸菌群数が非達成であることから、その旨を記載しました。	評価書 7-171 頁
	7-2-1 水質 1. 調査	現地調査結果において、未検出と定量下限値未満について区別して記載することとし、その内容を記載しました。	評価書 7-174 頁～181 頁 要約書 126 頁～133 頁
第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-3 土壌環境・その他の環境	7-3-2 土壌 1. 調査	現地調査結果において、未検出であったものについては、NDとして表記しました。	評価書 7-200 頁 要約書 143 頁

表 16-1(4) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
<p>第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-3 土壌環境・その他の環境</p>	<p>7-3-2 土壌 2. 予測</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測について、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行ったうえで評価し、その内容を記載しました。</p>	<p>評価書 7-201 頁～203 頁 要約書 144 頁</p>
	<p>7-3-2 土壌 4. 評価</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、定量的な予測を行ったことに伴い、評価について、回避低減に係る検討による手法のほか、環境基準との整合性に係る検討による手法による評価を行いました。</p>	<p>評価書 7-205 頁 要約書 145 頁</p>
<p>第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-4 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p>	<p>7-4-1 植物 1. 調査</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されていることから、現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認のうえ、記載事項を修正しました。</p>	<p>評価書 7-218 頁、219 頁 要約書 153 頁、154 頁</p>
	<p>7-4-1 植物 3. 環境保全措置</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含め、生育箇所を保全することとしました。どうしても回避・低減が難しい場合（直接的な改変を回避できない場合）も存在することから専門家に相談のうえ、保護を図るための代替策として、工事実施時に表土を保管し、造成後の覆土に用いるなどの保全措置を講じるものとし、その旨を記載しました。</p>	<p>評価書 7-231 頁、235 頁 要約書 165 頁、169 頁</p>
<p>第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-4 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p>	<p>7-4-1 植物 3. 環境保全措置</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、重要種の保全の推進に係る働きかけを行うといった保全措置を追記しました。</p>	<p>評価書 7-231 頁 要約書 165 頁</p>
	<p>7-4-2 動物 1. 調査</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されており、現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認のうえ、記載事項を修正しました。 知事意見の内容を踏まえ、カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）について、専門家等の指導や助言を得て検討し、移植後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施のうえ、供用後3年の段階で事後調査結果を検証するものとし、その旨を記載しました。</p>	<p>評価書 7-271 頁～279 頁 要約書 188 頁～191 頁 評価書 7-309 頁 要約書 212 頁</p>

表 16-1(5) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
<p>第7章 調査・予測・評価の手法及び結果</p> <p>7-4 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p>	<p>7-4-2 動物</p> <p>3. 環境保全措置</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、重要種の保全の推進に係る働きかけを行うといった保全措置を追記しました。</p>	<p>評価書 7-309 頁</p> <p>要約書 212 頁</p>
	<p>7-4-3 水生生物</p> <p>1. 調査</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されており、現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認のうえ、記載事項を修正しました。</p>	<p>評価書 7-361～364 頁</p> <p>要約書 243 頁、244 頁</p>
	<p>7-4-3 水生生物</p> <p>3. 環境保全措置</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、重要種の保全の推進に係る働きかけを行うといった保全措置を追記しました。</p>	<p>評価書 7-386 頁</p> <p>要約書 256 頁</p>
<p>第7章 調査・予測・評価の手法及び結果</p> <p>7-5 人と自然との豊かな触れ合い</p>	<p>7-5-1 景観</p> <p>2. 予測</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）に係る情報収集結果から判明した将来の環境状態を勘案のうえ、工業団地の存在に伴う景観変化の影響について予測を行いました。</p>	<p>評価書 7-436 頁～443 頁</p> <p>要約書 284 頁～291 頁</p>
<p>第10章 事後調査の内容</p> <p>10-2 事後調査の項目及び方法</p>	<p>—</p>	<p>知事意見の内容を踏まえ、事後調査項目及び調査地点については、施設建設前のデータと施設建設後のデータを比較することにより対策を講ずる必要性を判断することが求められるものと考えており、本評価書において予測評価を行った項目及び地点を基本に、新たに評価書で追加した要配慮施設も含めて設定しました。なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられることを考慮のうえ、適切に設定しました。</p> <p>土壌の事後調査地点については、大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮したうえで、最大着地濃度出現地点付近にも設定するとともに、本地点では現況調査がなされていないことから、供用前の段階にも追加で調査を行うこととしました。</p> <p>さらに地形を考慮した断面予測を行う等、一部大気質の予測式の見直しを行ったことに伴い、その予測結果を踏まえた地点についても新たに土壌中のダイオキシン類濃度の事後調査地点並びに供用前の事前調査地点として設定しました。</p> <p>植物・動物及び生態系の事後調査について調査期間、調査時期、調査回数等を記載しました。</p>	<p>評価書 10-2～5 頁</p> <p>要約書 309 頁～312 頁</p>

表 16-1(6) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書の変更点	評価書への記載及び変更理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
第 11 章 関係地域	11-1 関係地域	煙突排ガスの影響が想定される範囲（最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍の範囲）内に八頭郡八頭町が含まれないことを勘案のうえ、関係地域から除外しました。	評価書 11-1 頁 要約書 314 頁
第 13 章 方法書の記載事項の修正の内容	—	知事意見の内容を踏まえ、方法書からの変更箇所について、漏れないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにし、その旨を評価書の「第 13 章 方法書の記載事項の修正の内容」に記載しました。	評価書 13-1 頁～19 頁 要約書 315 頁～333 頁
資料編 12 その他	資料 12-2 同一調査項目の観点から見た環境影響要因毎の複合影響	大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、影響要因（「建設機械の稼動」と「資材運搬等の車両の走行」等）毎に合成した適切な予測評価は難しいと考えますが、知事意見の内容を踏まえ、参考に項目毎で予測値を合成した結果を資料編（資料 12-2 同一調査項目の観点から見た影響要因毎の複合影響）に記載しました。	資料編資 12-6 頁～13 頁
資料編 6 地形・地質関連	資料 6-1 ボーリング調査結果	準備書に対する意見書の内容を踏まえ、「資料 6-1 ボーリング調査結果」について、印刷後に文字が分かるよう、修正しました。	資料編資 6-2 頁～5 頁